

# 島根県食育推進計画 第四次計画

みんなで広げよう食育の輪！  
生かそうしまねの豊かな地域力



令和5年3月

島 根 県

## 島根県食育推進計画第四次計画の策定にあたって

食は私たちが生きていくうえで欠かせないものです。そして、健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることが重要です。

本県では、平成19年3月に「島根県食育推進計画」を策定し、「おいしい・たのしい・ためになる しまねの食育」と「地域力」をキーワードに市町村、関係機関・団体等と連携して食育に取り組んでまいりました。

これまでの取組により、幼児の朝食欠食割合が減少するなどの成果を得られた一方で、児童、生徒、20～30歳代の朝食欠食割合や野菜摂取不足、食塩の過剰摂取など、依然として様々な課題が残されています。また、ICT等のデジタル技術の活用や、近年、頻度を増している災害に対する食の備えや支援など、時代に沿った取組も求められています。

こうした中、これまでの取組の成果や食をめぐる現状、課題を踏まえ、本県の豊かな自然と農林水産物、地域特有の食文化を活かした島根らしい食育をより一層推進するため、令和5年度から令和10年度までの6年間を計画期間とする「島根県食育推進計画第四次計画」を策定しました。

本計画により、若い世代への健康づくりにつながる情報や体験の場の提供、食品関連事業者と連携した食環境の整備を通じて、県民の皆様の心身の健康を支えるとともに、様々な関係機関・団体などと連携することで、県民運動として食育を推進し、県民が生涯にわたり、いきいきと健康で暮らせる島根を目指してまいります。

最後に、計画策定にあたり、貴重な御意見や御提言をいただきました島根県食育推進協議会の委員の皆様をはじめ、御協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

島根県知事 丸山 達也

# 島根県食育推進計画 第四次計画 目次

<b>I. しまねの食育推進計画の基本的考え方</b> .....	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 基本理念	
3. 計画の位置づけ	
4. 計画期間	
5. 食育の総合的な推進イメージ	
6. 県民一人一人の実践に向けて	
<b>II. しまねの食をめぐる現状と課題</b> .....	4
1. 家庭を取り巻く社会状況	
2. 食生活と健康実態	
3. 保育所や学校等の状況	
4. 食を取り巻く地域の状況	
5. 第三次計画の目標達成状況	
<b>III. しまねの食育の推進にあたっての目標と評価指標</b> .....	20
1. 目標の考え方	
2. 食育推進にあたっての目標	
<b>IV. しまねの食育の推進施策</b> .....	23
1. 重点施策	
2. 個別の施策	
(1) 家庭における食育の推進	
(2) 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進	
(3) 地域における食育の推進	
(4) 関係機関・団体等の連携による食育の推進	
<b>V. 関係機関・団体等の役割</b> .....	35
1. 家庭の役割	
2. 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等教育関係者の役割	
3. 公民館等社会教育施設の役割	
4. 生産者を含む食品関連業者の役割	
5. 事業所の役割	
6. ボランティアの役割	
7. 行政の役割（県、市町村）	
<b>VI. 計画の推進体制とフォローアップ</b> .....	36
〈本文中の用語の解説〉 .....	38
〈参考資料〉 .....	39



# 1. しまねの食育推進計画の基本的考え方

## 1. 計画策定の趣旨

「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進すること」を目的として、平成17年6月に食育基本法が制定され、国においては、同法に基づき、令和3年度からは、「第4次食育推進基本計画」を策定し、多様な関係者とともに食育を国民運動として推進していくこととしています。

一方、本県では、食育基本法第17条に基づく都道府県計画として、平成18年度末に「島根県食育推進計画（第一次計画）」、平成23年度末に「島根県食育推進計画（第二次計画）」、平成28年度末に「島根県食育推進計画（第三次計画）」を策定し、「家庭」「保育所・学校等」「地域」における食育を島根の地域力を生かした県民運動として、16年にわたり食育の取組を推進してきました。

これまでの取り組みの成果や達成度、国の食育推進基本計画の改定、食をめぐる現状や課題を踏まえ、本県らしい食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、新たに「島根県食育推進計画（第四次計画）」を策定します。

## 2. 基本理念

県民一人一人が「食べる知恵」<sup>1)</sup>を身につけ、食への「感謝の心」を養い、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すことができるよう、食育をとおして「生きる力」を育みます。

家庭、学校、幼稚園、保育所、地域等が連携し、「地域力」（地域全体で島根を支える力）を十分に生かした食育を進め、県民一人一人の実践を促します。

### 《キーワード》

『おいしい たのしい ためになる しまねの食育』 『地域力』

この理念のもと、以下に掲げる事項を重点施策として計画の推進を図ります。

- 生涯にわたる心身の健康を支える食育を推進し、特に若い世代（高校生、大学生、子育て中の親世代を含む20～30歳代）への食育の推進
- 県民の身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくりの推進と県民の主体的な参加の促進
- 関係団体の連携・協力による地域力を生かした多様な暮らしに対応し、環境に配慮した食育の推進

## 3. 計画の位置づけ

食育基本法第17条に基づく都道府県計画として位置づけます。

また、家庭、学校、幼稚園、保育所、地域等様々な分野における関係機関・団体等の食育推進活動の共通指針として活用します。

関連計画として、「健康長寿しまね推進計画（島根県健康増進計画）」、「健やか親子しまね

計画」、「しまねっ子すくすくプラン」、「しまねっ子元気プラン」、「すこやかしまねっこ（食に関する指導の指針）」、「島根県歯と口腔の健康づくり計画」、「島根県農林水産基本計画」、「島根県環境総合計画」、「島根県消費者基本計画」、「食の安全安心確保に係るアクションプラン」、「島根県子どものセーフティネット推進計画」等多岐にわたる計画があります。本計画は、これらの計画と整合性を図り、取組の方向性や目標を共有し、一体となって推進していきます。

## 4. 計画期間

令和5(2023)年度から令和10(2028)年度の6年間とします。  
(島根県保健医療計画改定の前年度までの計画とする)

## 5. 食育の総合的な推進イメージ

～しまねの豊かな自然環境、地域の関係機関・団体の連携した「食育」の推進～

### 基本理念

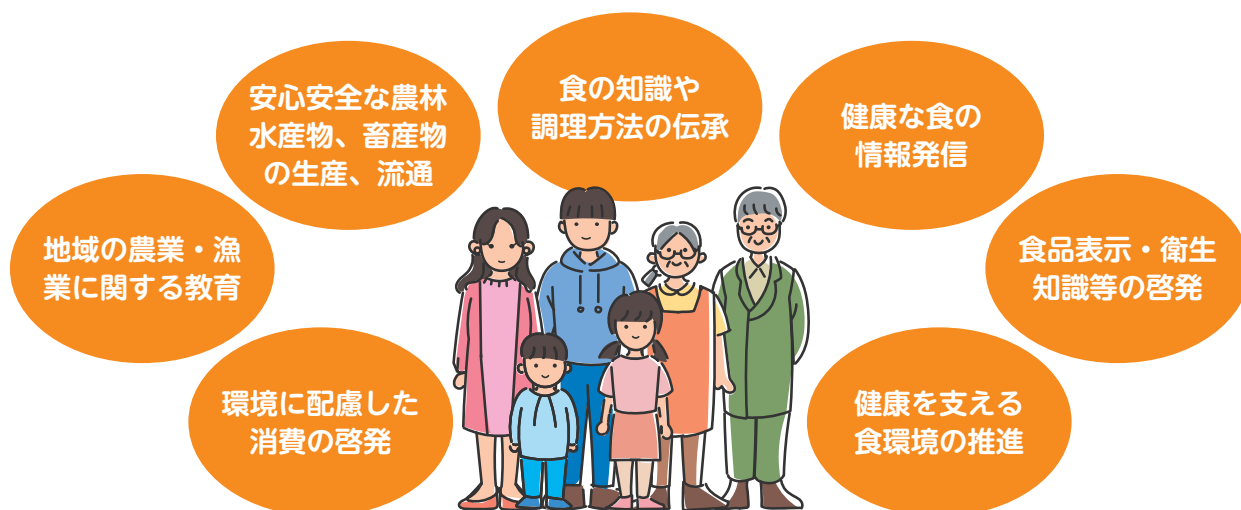
県民一人一人が「食べる知恵」を身につけ、食への「感謝の心」を養い、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すことができるよう、食育をととして、「生きる力」を育みます。

### 重点施策

生涯にわたる心身の健康を支える食育を推進し、特に若い世代（高校生、大学生、子育て中の親世代を含む20～30歳代）への食育の推進

県民の身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくりの推進と県民の主体的な参加の促進

関係団体の連携・協力による地域力を生かした多様な暮らしに対応し、環境に配慮した食育の推進



### 地域力（多様な関係機関・団体の連携と協力）

保育、教育機関、PTA、公民館、地区組織、食のボランティア、婦人会  
農林漁業者、加工業者、スーパー、飲食店、マスメディア、行政 等

(県)食育・食の安全推進協議会 (圏域)食育ネットワーク会議 (市町村)食育推進会議

## 6. 県民一人一人の実践に向けて

鳥根県の食育の取組のキーワードは「おいしい たのしい ためになる」です。  
次の取組を一人一人できることから取り組みましょう。

**お** おいしい食事、ゆっくりかんで味わいましょう

**い** いろいろな食品を組み合わせせて食べましょう

**し** しまねの美味しい食材を知り、選びましょう

**い** いっぱい野菜を食べて、塩分はひかえましょう

**た** 楽しく食卓を囲もう 家族や仲間とともに

**の** 伸ばそう 育もう 子どもの頃から食事を作る・食べる・選ぶ力

**し** 食事のときは「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしよう

**い** いきいきとした1日の始まりは 朝ごはんから

**た** 食べ残し 作りすぎなど食べ物の「もったいない」を意識しよう

**め** メディアを活用して食の知識を身につけよう

**に** 日本の食文化を大切に地域や家庭の料理や作法を伝えよう

**な** 仲間や家族で食事づくり、野菜づくりなどの体験活動に参加しよう

**る** ルールある食品表示を参考に食材選びに役立てよう

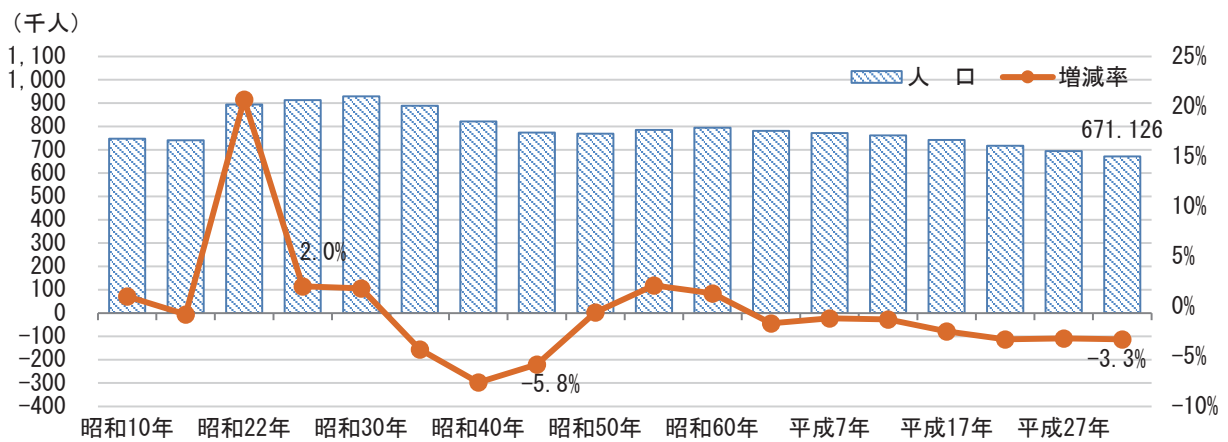


## II. しまねの食をめぐる現状と課題

### 1. 家庭を取り巻く社会状況

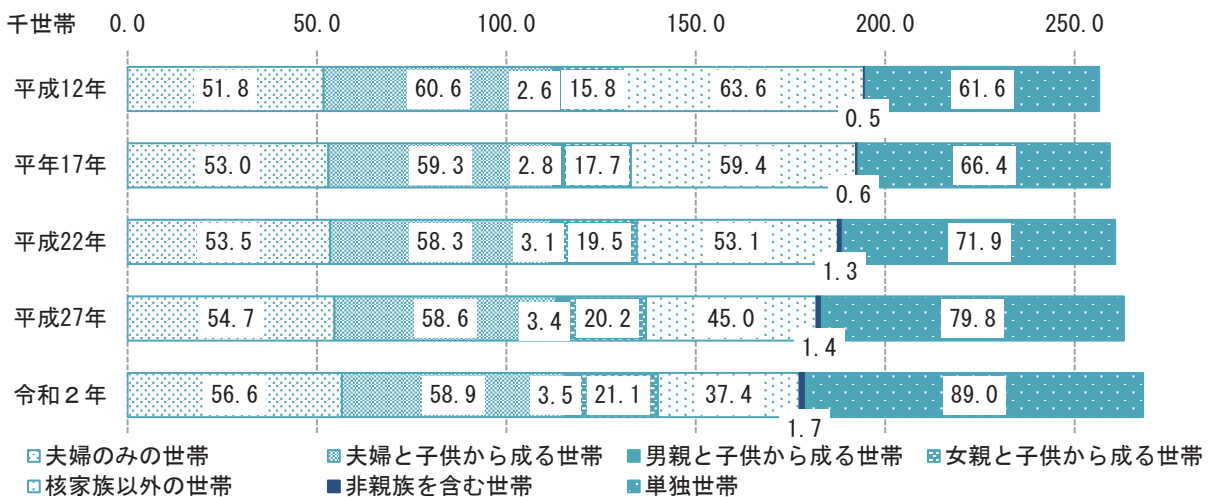
- ・島根県の人口は、昭和30年をピークに減少の傾向にあり、令和2年10月1日現在671,126人で、平成27年と比べて23,226人、3.3%減少しています。(図1)
- ・家族形態をみると、核家族以外の世帯が減少し、「夫婦のみ」「夫婦と子ども」「ひとり親と子ども」の核家族や一人暮らしが増加しています。(図2)
- ・島根県においては、女性の働いている割合や合計特殊出生率が全国上位にあり、多くの女性が働きながら子育てをしています。(図3)
- ・子育て世帯の家事・育児・介護時間は、女性と比べて男性の方が短く、女性に負担が偏っている状況があります。(図4)
- ・多様な家族形態やライフスタイルに沿った食育の取組が必要です。

(図1) 島根県の人口の推移



資料:国勢調査(総務省)

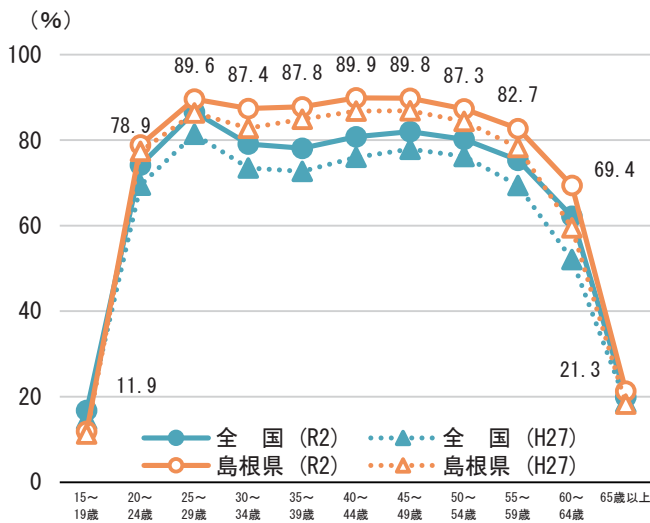
(図2) 島根県の家族類型別世帯数の推移



資料:国勢調査(総務省)

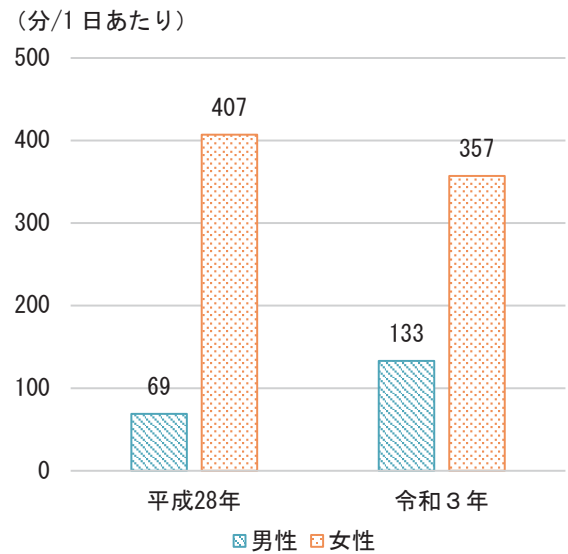


(図3) 女性の労働力率 (年齢別)



資料：国勢調査（総務省）

(図4) 6歳未満の子供を持つ世帯の家事関連時間



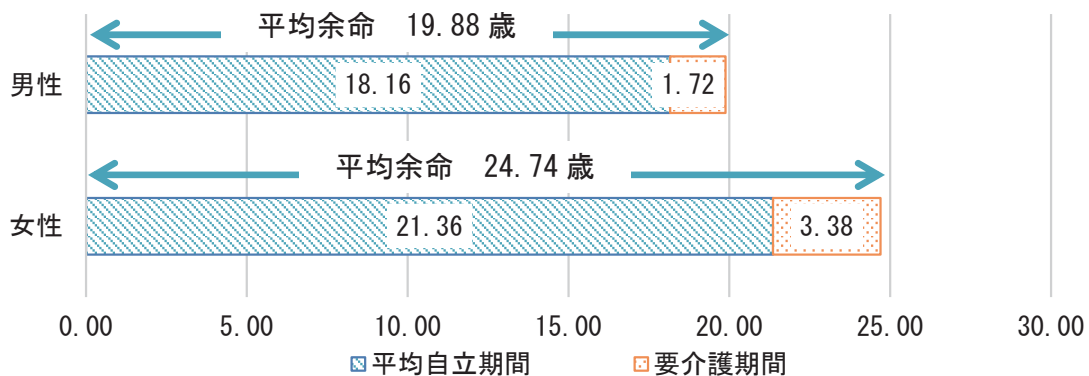
資料：社会生活基本調査（総務省）

## 2. 食生活と健康実態

### (1) 平均寿命と健康寿命

- 県の平均寿命（平成30年度を中間年として5年平均）は男性81.24歳、女性87.70歳で変わらず男女差が大きい状況です。
- 健康寿命（平均自立期間）も男性が女性よりも3.20歳短い状況です。(図5)

(図5) 島根県の65歳平均余命と健康寿命（平均自立期間）、要介護期間



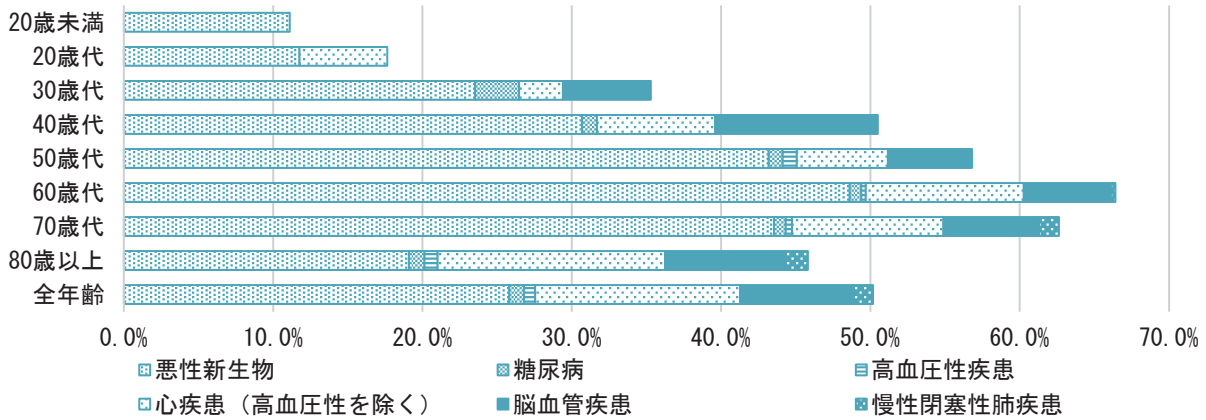
資料：島根県健康指標データベースシステム

### (2) 生活習慣病に関する状況

- 生活習慣病が原因で死亡する割合は、全年齢で50.2%であり、特に心疾患、脳血管疾患による死亡が40歳代から増加しています。(図6)
- 脳卒中の発症率（人口10万対）は年齢が上がるほど高くなっています。糖尿病有病率は、女性より男性が多いですが、どちらも横ばいで推移しています。(図7,8)
- 生活習慣病は、日頃の食生活が大きく関連しています。生活習慣病の予防や改善につながる食育を推進する必要があります。

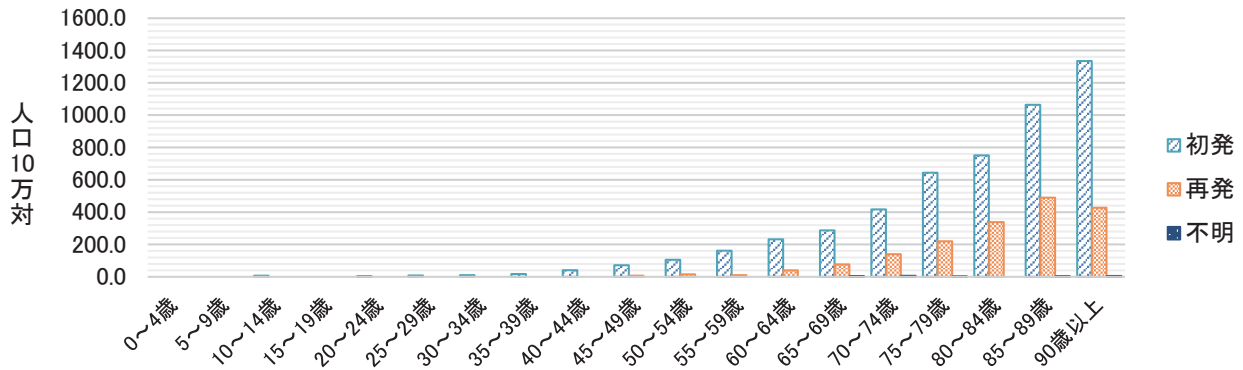


(図6) 県民の死亡総数に占める生活習慣病による死亡割合



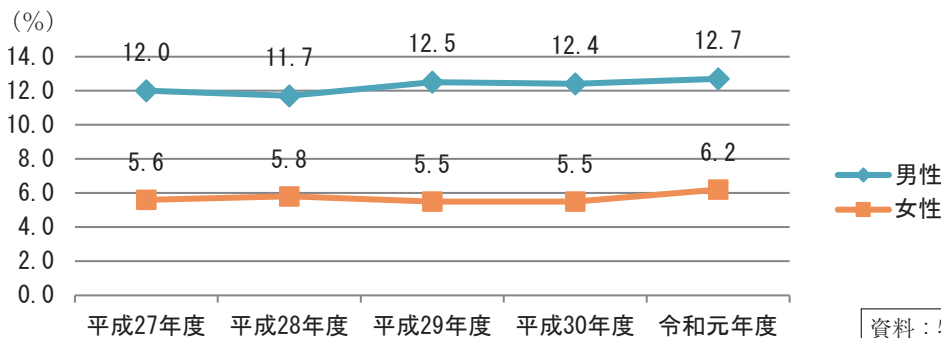
資料：令和3年人口動態統計（厚生労働省）

(図7) 年齢階級別脳卒中発症率



資料：島根県脳卒中発症状況調査（令和3年度）

(図8) 糖尿病有病率（40~74歳、年齢調整）



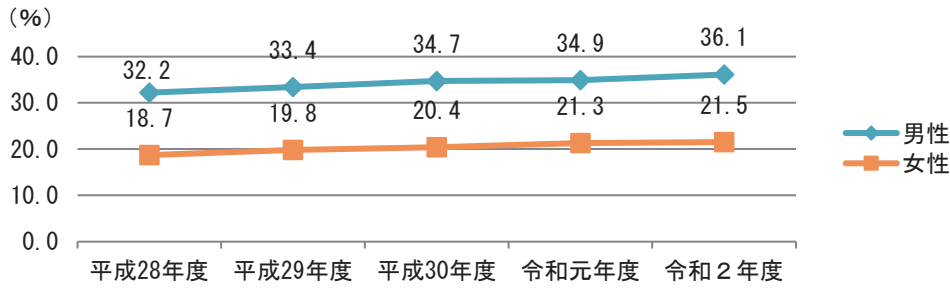
資料：特定健康診査結果（国保）

※糖尿病有病者…特定健診受診者のうち、服薬あり、または空腹時血糖126mg/dl以上またはHbA1c6.5%以上の者

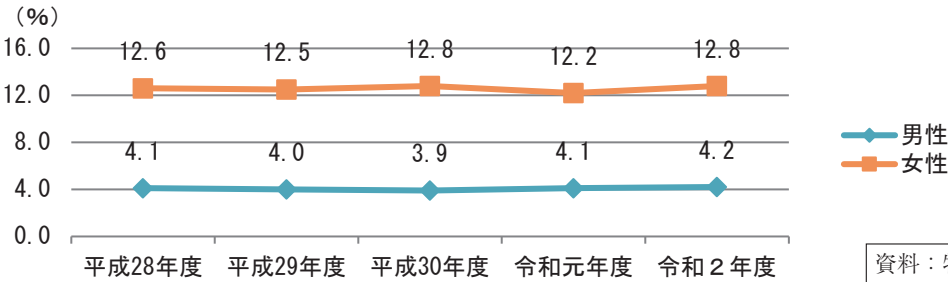
### (3) 肥満とやせの状況

- 肥満の者の割合は、男女とも微増しています。やせの人の割合は、男女とも横ばいで推移しています。(図9,10)
- 肥満傾向にある児童、生徒の割合は、横ばいの状況ですが、小学5年生の男子女子は増加しています。(図11)
- 体重は生活習慣病や健康状態と大きく関連しています。世代や性別により過栄養や低栄養の問題は異なることから、ライフステージに応じた健康な食習慣の取組の推進が必要です。

(図9) 肥満 (BMI25以上) の者の割合 (40~74歳、年齢調整)

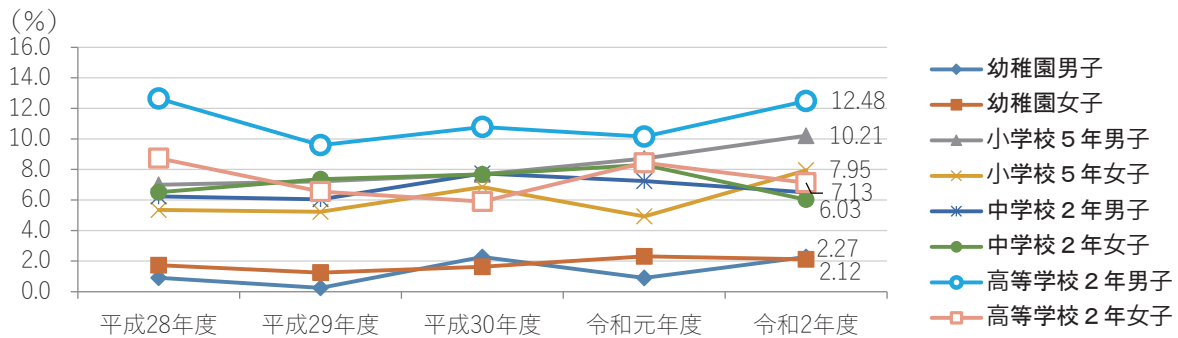


(図10) やせ (BMI18.5未満) の者の割合 (40~74歳、年齢調整)



資料：特定健康診査結果 (国保)

(図11) 肥満傾向にある児童、生徒の割合



資料：学校保健統計 (文部科学省) より鳥根県分を抜粋

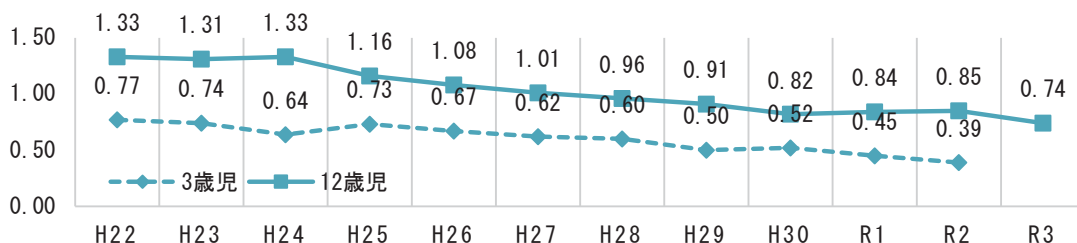
#### (4) 歯科口腔の状況

- 一人平均むし歯本数は3歳児、12歳児ともに減少傾向ですが、3歳児の不正咬合等が認められる児の割合が増加しています。子どもの口腔機能の発達に応じた取組が必要です。

(図12,13)

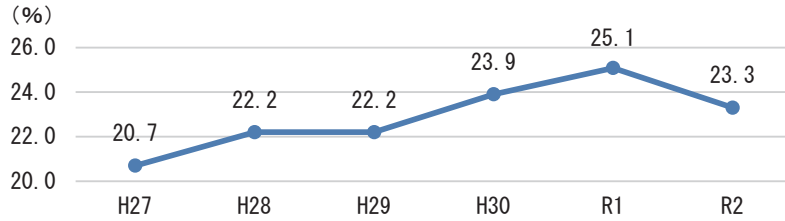
- 13歳、16歳の歯肉に所見がある割合は減少傾向にあります。(図14)
- 噛めないと認識している人は、噛めると認識している人と比べ、一人平均残存歯数が少ない傾向です。(図15)
- 健全な食生活の実践のために食育と歯科口腔の連携した啓発や教育の継続的な実施が重要です。

(図12) 3歳児、12歳児の一人平均むし歯本数



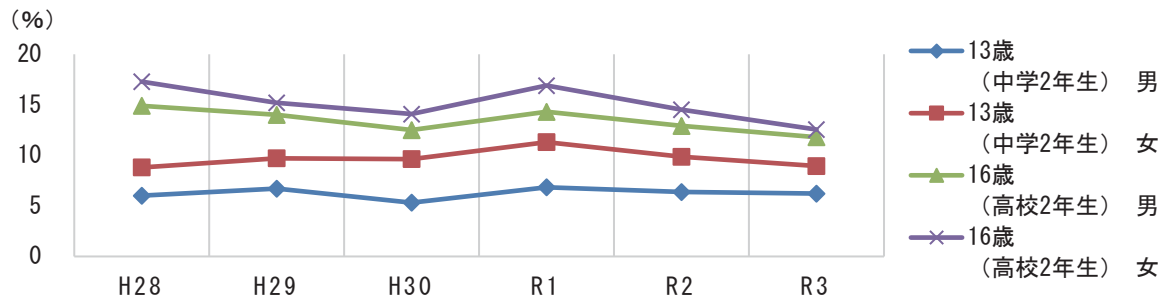
資料：鳥根県母子保健集計システム (3歳)、鳥根県学校保健統計調査 (12歳)

(図13) 3歳児不正咬合等が認められる割合



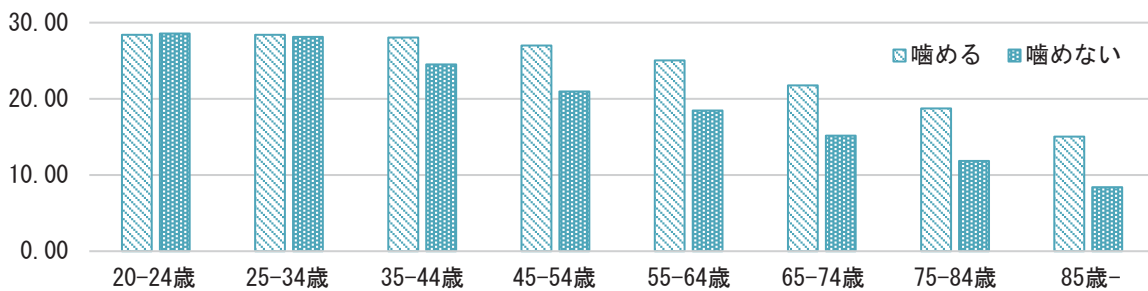
資料：島根県母子保健集計システム（3歳）

(図14) 13歳、16歳の歯肉に所見がある割合



資料：島根県学校保健統計調査

(図15) 年代別咀嚼の状態と一人平均残存歯数

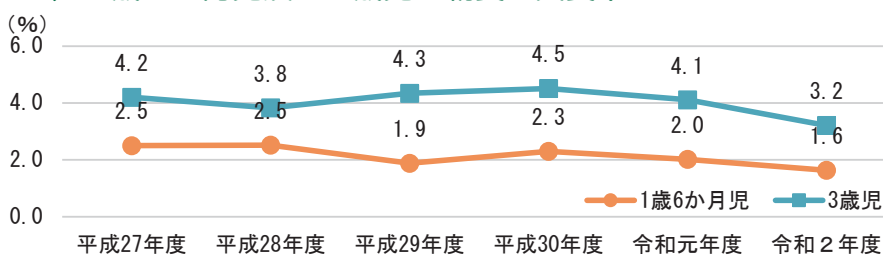


資料：県民残存歯調査（令和2年度）

## (5) 朝食の欠食状況

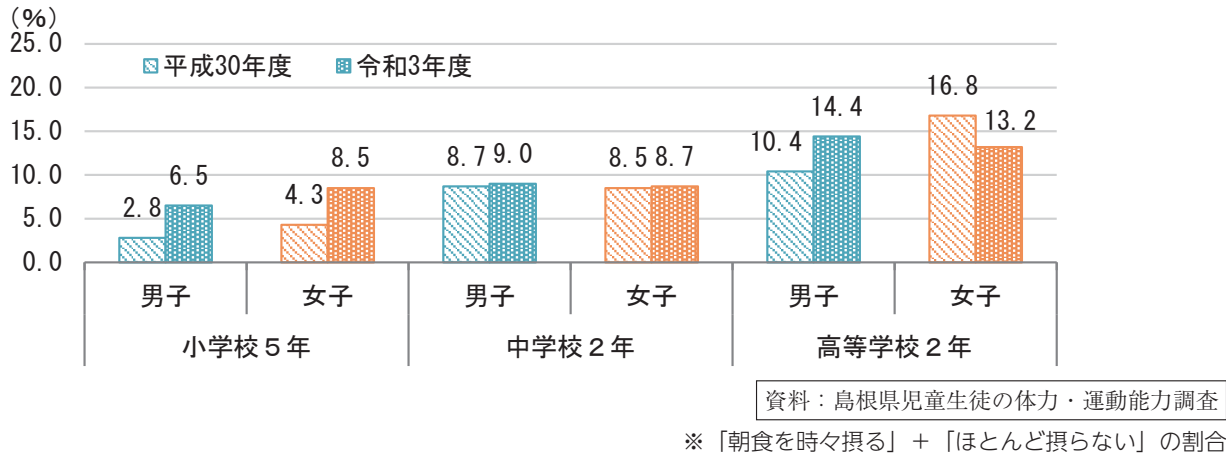
- 1歳6か月児や3歳児の朝食欠食率は、第三次計画の目標には届かなかったものの減少傾向です。(図16)
- 児童、生徒の朝食欠食率は、学年が上がるにつれて高くなっています。特に小学校5年生は、平成30年度と比較して男女とも増加しています。(図17)
- 20歳以上の朝食を食べる習慣のない人の割合は、男女とも増加しています。特に20歳代の男性、30歳代の女性、40～50歳代の男女の朝食欠食率が増加しています。朝食を食べる習慣のなかった30歳代の世代がその習慣のまま40～50歳代になっていることが考えられます。(図18)
- 年齢が上がるにつれて増加している状況から、引き続き若い世代（高校生、大学生、20歳代、30歳代の若者、子育て中の親世代）に対して食育を進めていく必要があります。

(図16) 1歳6か月児及び3歳児の朝食の欠食率

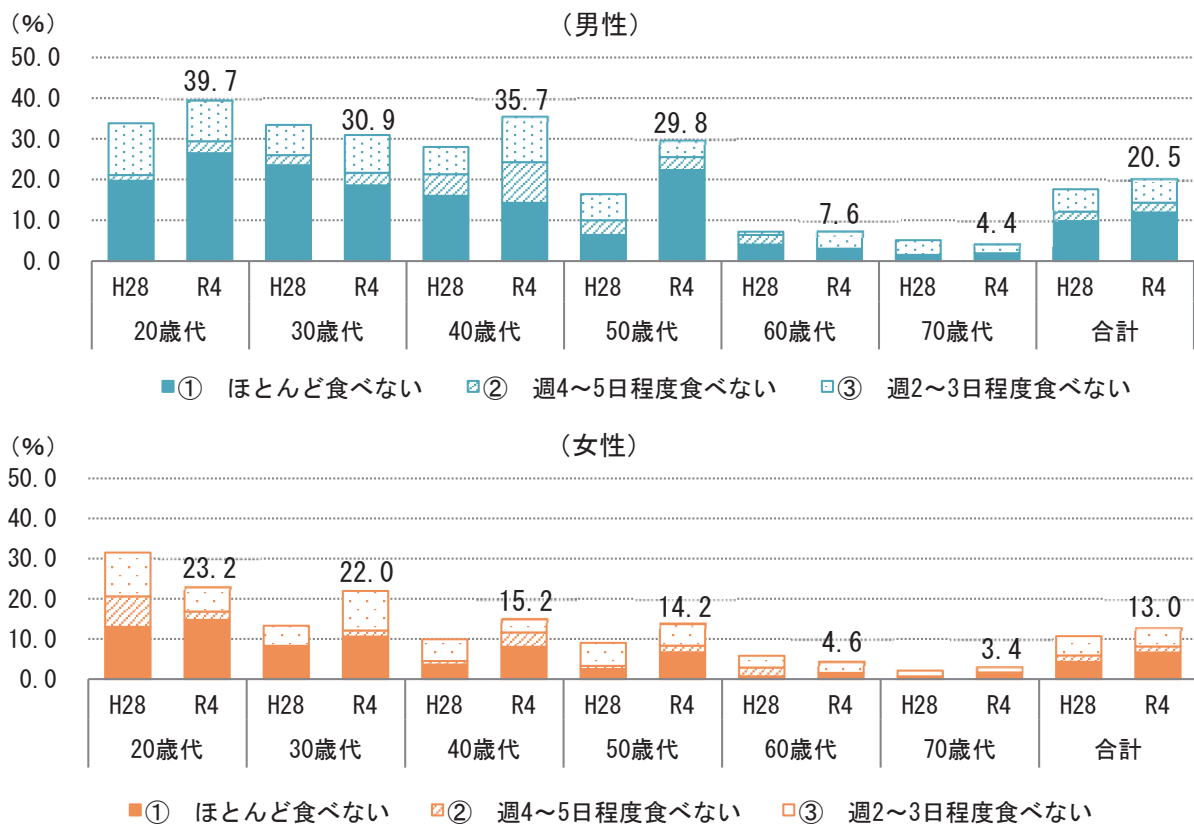


資料：島根県母子保健集計システム

(図17) 児童、生徒の朝食の欠食率



(図18) 20歳以上の朝食の欠食率の割合

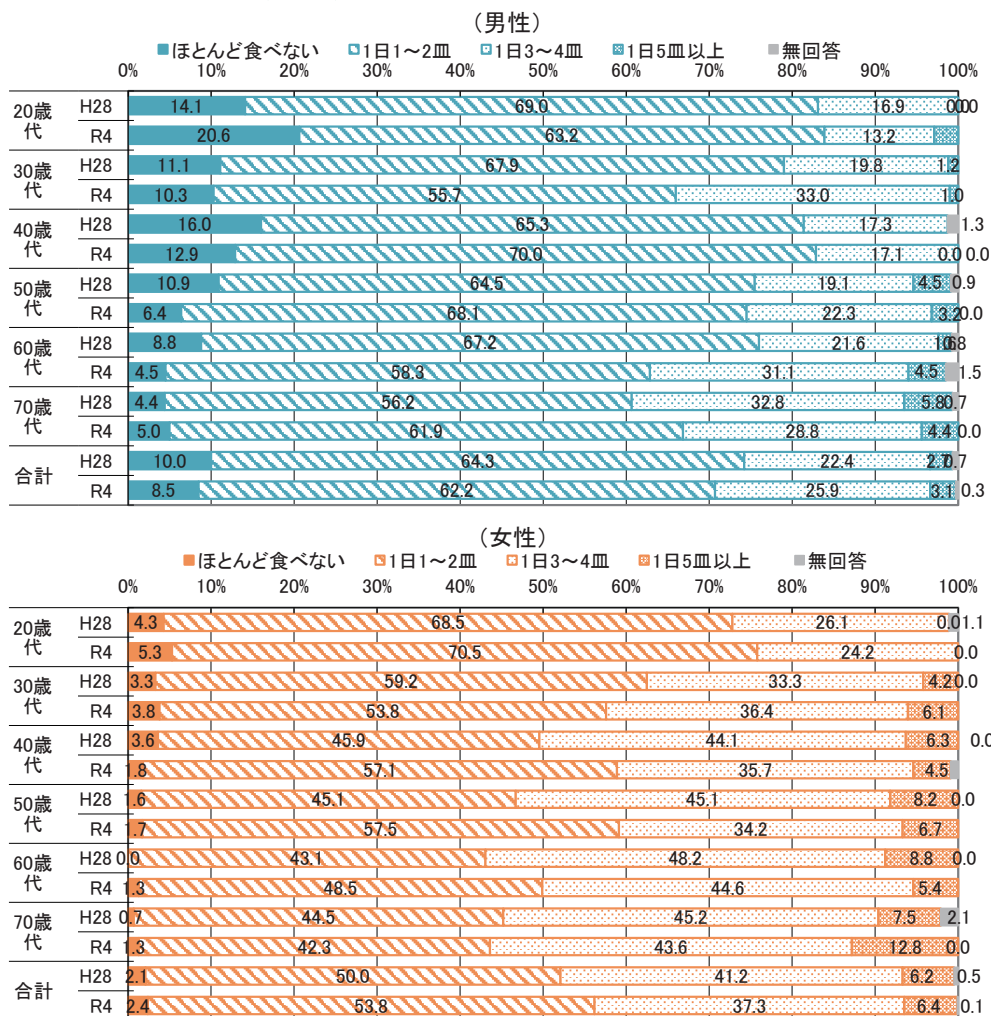


## (6) 野菜の摂取状況

- 1日に食べている野菜料理（皿数）は男女とも1~2皿がもっとも多い状況です。(図19)
- 野菜をほとんど食べていない人は男性8.5%、女性2.4%です。特に20歳代の男性で増加しており、一人暮らし等の食生活が自立する時期に家庭での簡単な調理方法や外食での料理の選択等の知識を伝えていく必要があります。
- 野菜摂取量の平均値は男性221.3g、女性272.5gです。(図20)
- 引き続き1~2皿の野菜摂取の人が多くことから、野菜摂取の具体的な方法の普及啓発や外食等で野菜が十分摂取できるメニュー提供が進む食環境の整備を進めていく必要があります。

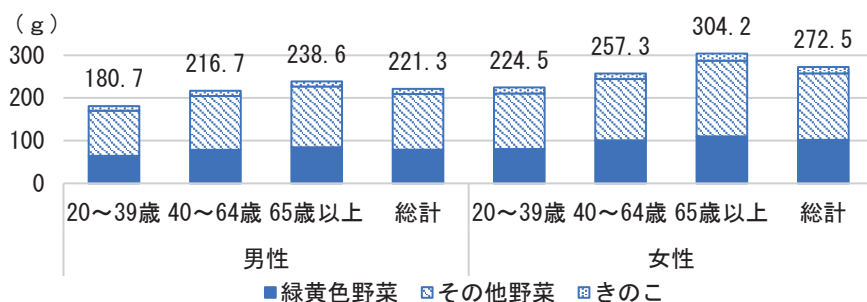


(図19) 野菜料理の摂取量 (皿数) の割合



資料：島根県県民健康調査

(図20) 野菜摂取量 (平均値)



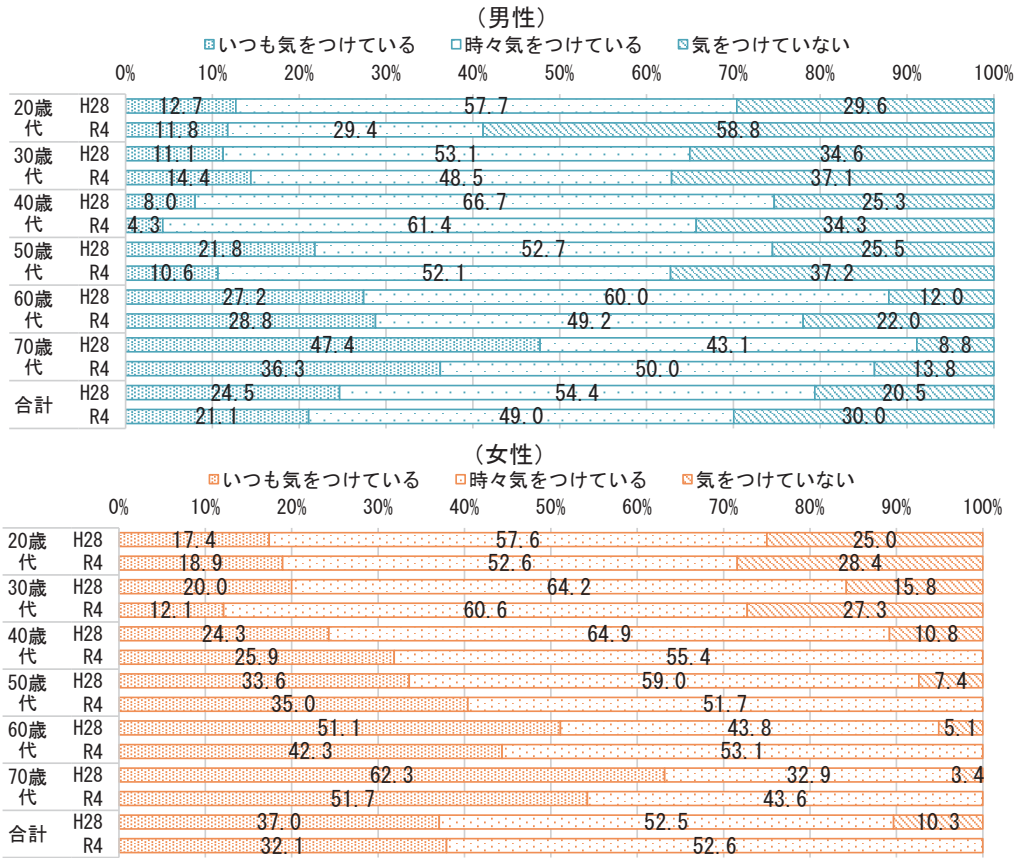
資料：島根県県民栄養調査 (令和4年度)

### (7) 塩分摂取に関する意識

- 日常生活で塩分をとり過ぎないようにいつも気をつけている人の割合は、男性で21.1%、女性で32.1%です。一方、気をつけていない人の割合は、20~50歳代の男性で30%を超えています。特に20歳代の男性で58.8%であり、平成28年度より大幅に増加しています。(図21)
- 食塩摂取量の平均値は男性11.3g、女性10.2gです。(図22)
- 濃い味付けを好んで食べる人の割合は、男性で45.6%、女性で25.2%です。男性では、40歳代を除くすべての世代で平成28年度調査より増加しています。(図23)
- 塩分の過剰摂取は、高血圧や脳血管疾患等との発症や重症化の関連が高いことから、食

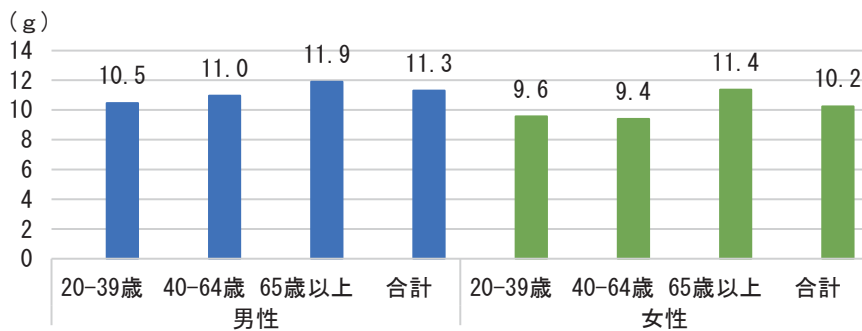
生活での美味しく減塩できる方法の発信や外食等で提供されるメニューの塩分量を減らす等の食環境の整備を進めていく必要があります。

(図21) 日常生活での塩分摂取意識



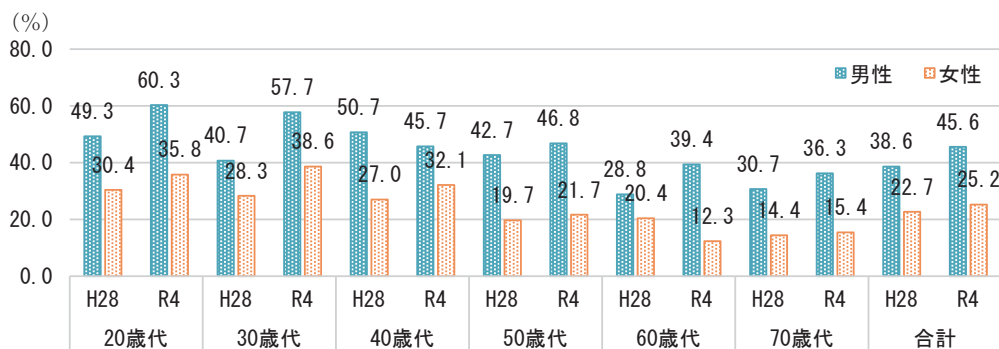
資料：島根県県民健康調査

(図22) 食塩摂取量 (平均値)



資料：島根県県民栄養調査 (令和4年度)

(図23) 濃い味付けを好んで食べる人の割合

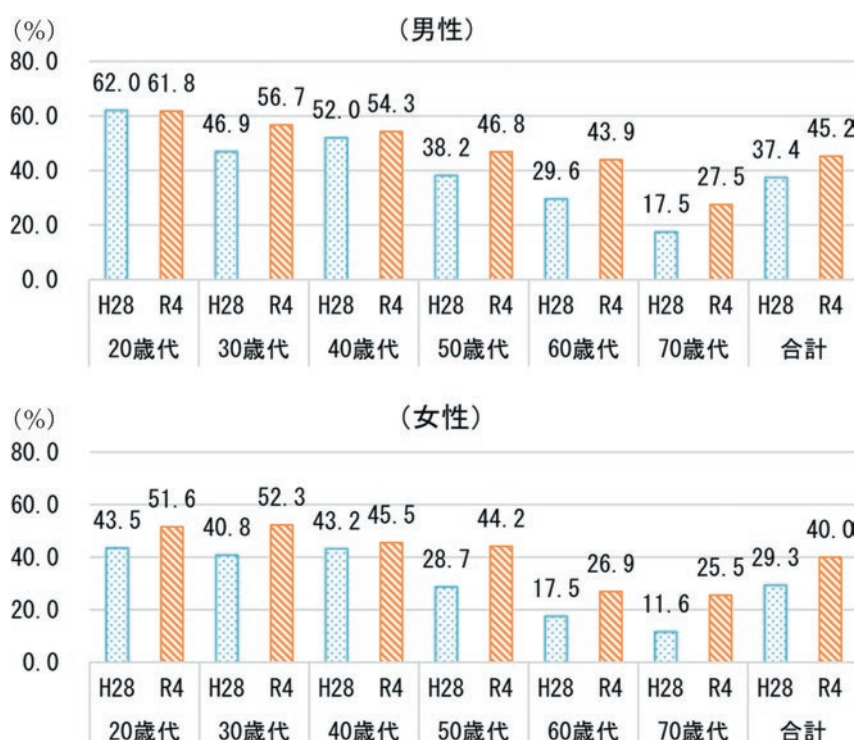


資料：島根県県民健康調査

## (8) 外食等の活用状況

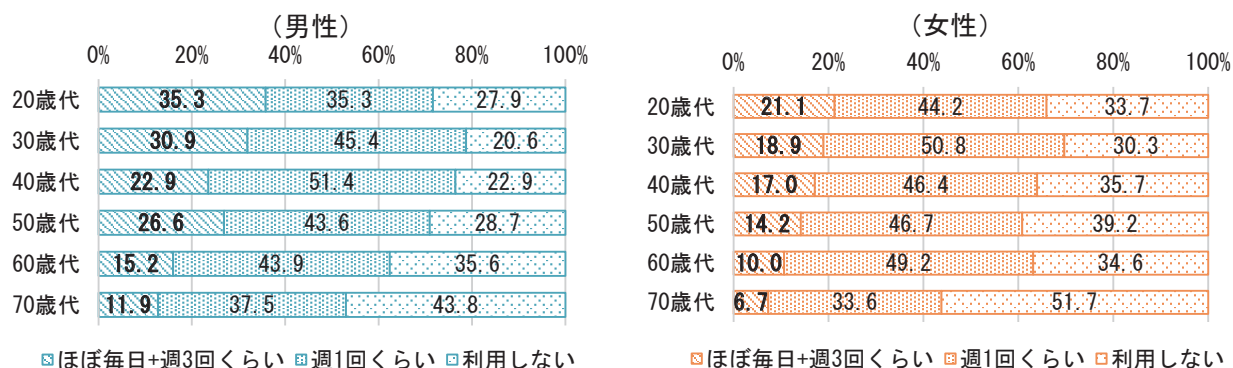
- 調理済み食品やインスタント食品をよく利用する人の割合は、男性で45.2%、女性で40.0%です。男女ともすべての年代で増加しています。(図24)
- 利用頻度では、スーパー、コンビニの弁当・惣菜、飲食店の持ち帰り弁当・惣菜、外食ともに20~30歳代の男性がもっとも多い状況です。多様なライフスタイルの中で、上手く市販の弁当や惣菜、外食を活用している人がいます。(図25, 26, 27)
- 新型コロナウイルス感染症の流行下において、調理された食品を家や職場で食べる中食を販売する事業者が増えました。便利になった一方で、偏った食生活や野菜不足、塩分の過剰摂取が心配されます。県民が健康を意識した選択をできるように正しい情報を発信し、健康に配慮された弁当や市販の惣菜、外食のメニュー等の食環境の整備を推進する必要があります。

(図24) 調理済み食品やインスタント食品をよく利用する人の割合



資料：島根県県民健康調査

(図25) スーパー、コンビニの弁当・惣菜を利用する頻度の割合

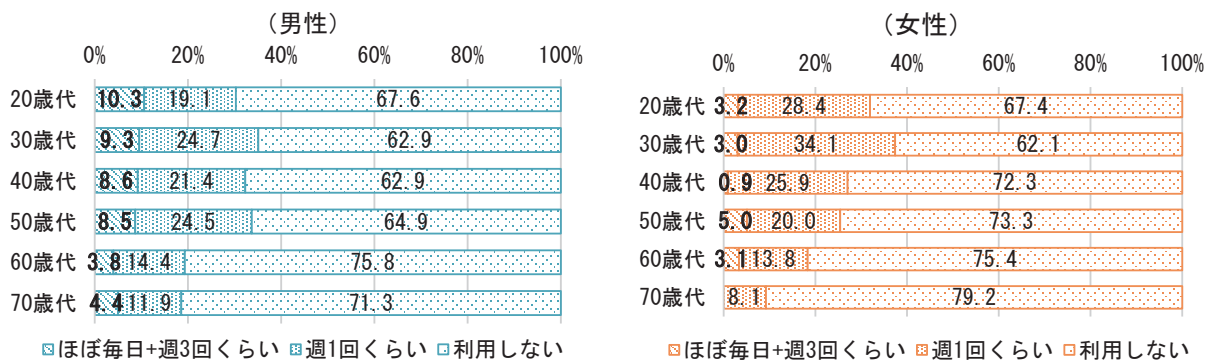


■ほぼ毎日+週3回くらい ■週1回くらい ■利用しない

■ほぼ毎日+週3回くらい ■週1回くらい ■利用しない

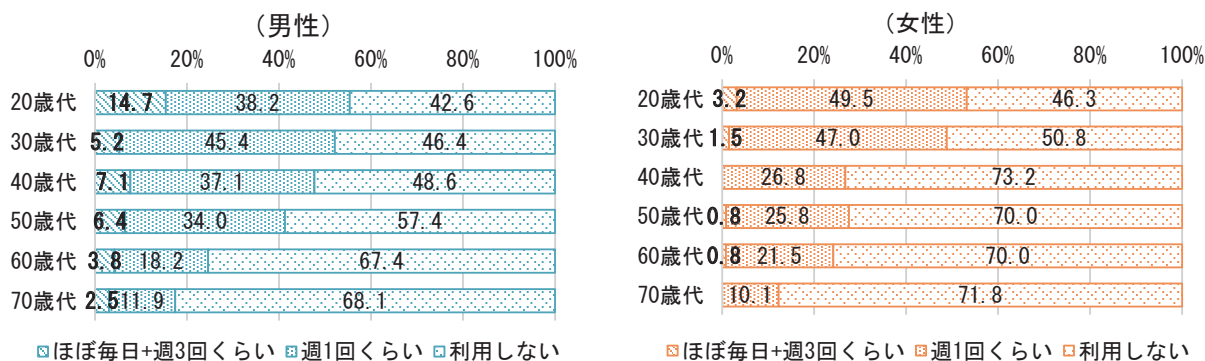
資料：島根県県民健康調査（令和4年度）

(図26) 飲食店の持ち帰りする弁当・惣菜を利用する頻度の割合



資料：島根県県民健康調査（令和4年度）

(図27) 外食を利用する頻度の割合

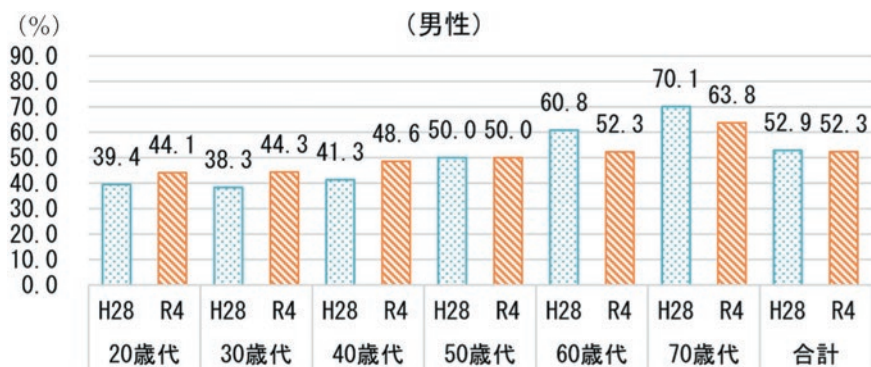


資料：島根県県民健康調査（令和4年度）

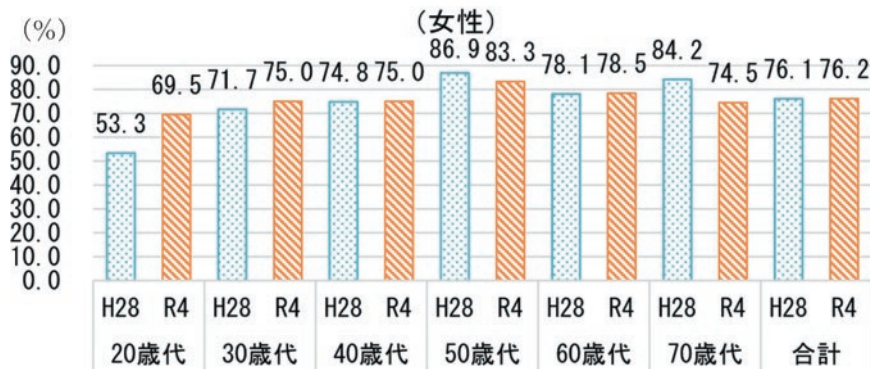
## (9) 栄養に関する情報の活用状況

- 食事や栄養について必要な情報を得ている人は、男性で52.3%、女性で76.2%であり、横ばい傾向です。(図28)
- 加工食品や外食の栄養成分表示を利用している人の割合は、男女とも横ばい傾向です。「常に見て食事を調整している」「時々見ている」人の割合は、女性で50%を超えているのに対して、男性は33.2%です。食品表示法の改正により、食品表示が義務化されたことを踏まえ、適切な食品表示の見方等の知識を引き続き周知していくことが必要です。(図29)

(図28) 食事や栄養について必要な情報を得ている人の割合

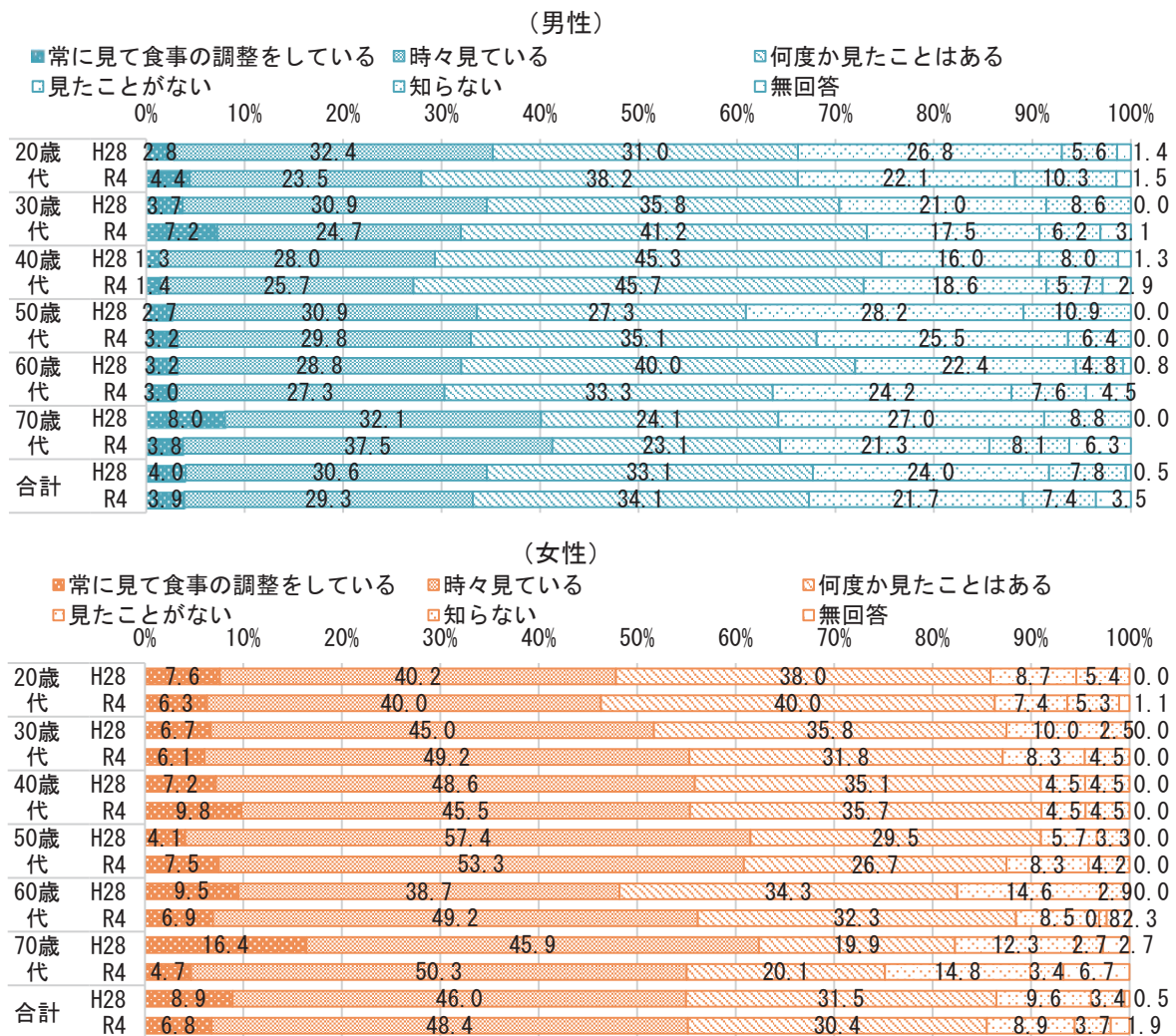






資料：島根県県民健康調査

(図29) 栄養成分表示の利用状況

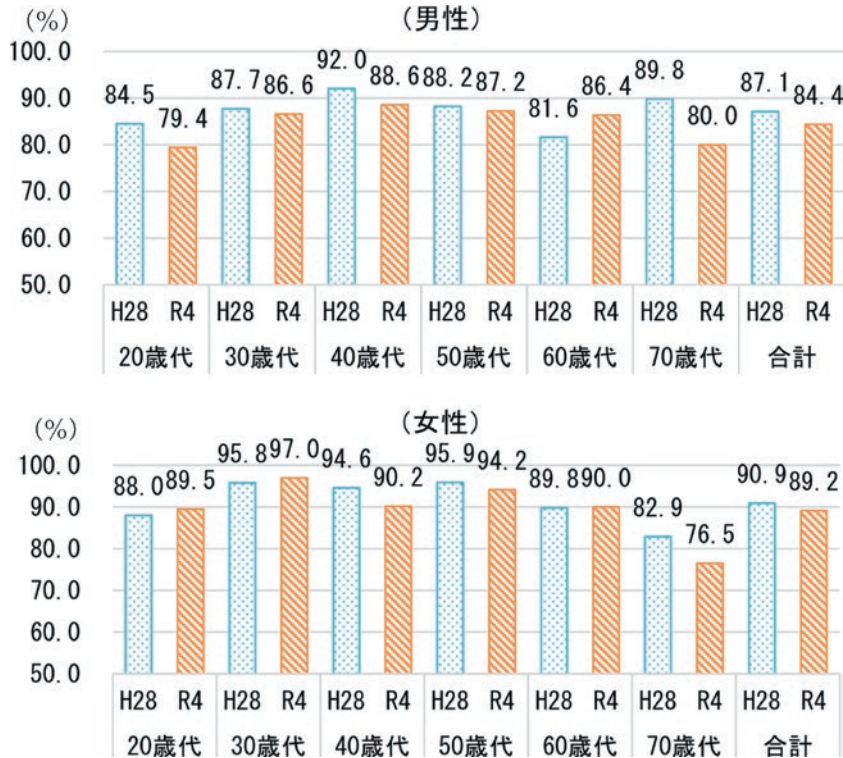


資料：島根県県民健康調査

### (10) 共食の状況

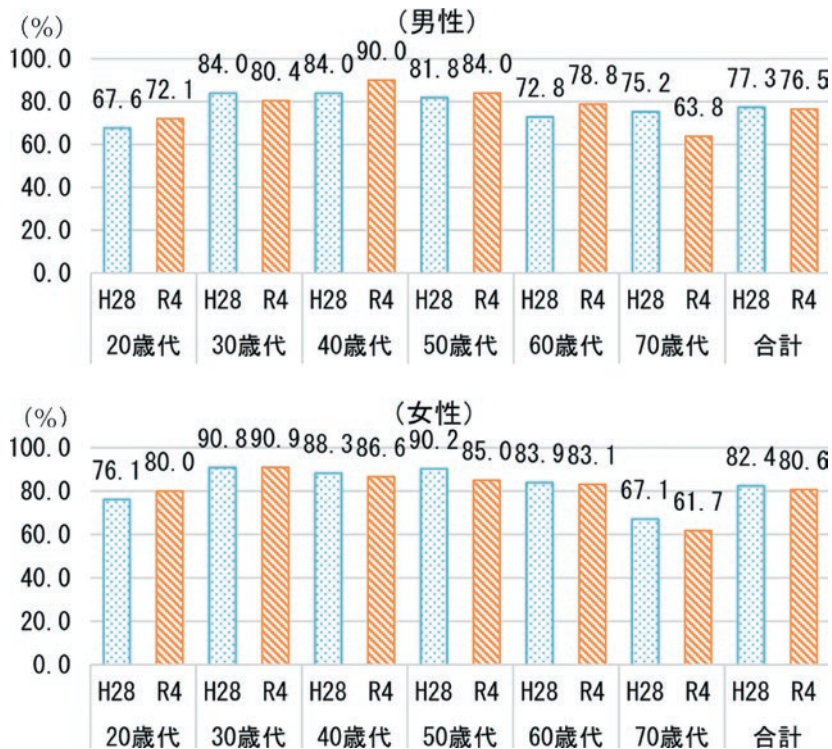
- 食事をともにする家族や友人がいる人の割合は男性で84.4%、女性で89.2%です。20歳代の男性と70歳代の男女で約80%と他の年代に比べて低い状況です。(図30)
- 週に一度は家族そろって食卓を囲む人の割合は、男性で76.5%、女性で80.6%です。70歳代の男女で約60%と低い傾向です。(図31)
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域での会食等の機会が減少しています。食事は栄養摂取だけでなく、人と人のコミュニケーションの機会として大切な時間であることから、感染症対策を考慮しつつ、地域の会食等の共食の機会を持つことが必要です。

(図30) 食事をともにする家族や友人がいる者の割合



資料：島根県県民健康調査

(図31) 週に一度は家族そろって食卓を囲む者の割合



資料：島根県県民健康調査

### 3. 保育所や学校等の状況

- ・保育所においては、食育計画を定め、児童の年齢や発育・発達状況に応じたねらい、配慮事項、指導内容等を定めるとともに、季節感のある給食の提供、クッキングの実施、給食便りの配布、地域のお年寄りを招いての郷土料理作りなど、各園において食についての積極的な取り組みを行っています。

- 学校給食においては、食に関する指導の全体計画を作成し、教育活動全体を通して計画的・継続的に食に関する指導を行っています。
- また、学校給食では、地元の農林水産物を積極的に取り入れています。「しまね・ふるさと給食月間」である6月と11月を中心に、地域の郷土料理や行事食を取り入れた給食を提供するとともに、生産者を講師に招いて食に関する授業等の実施や、ICTを活用し、動画等で紹介する等しています。

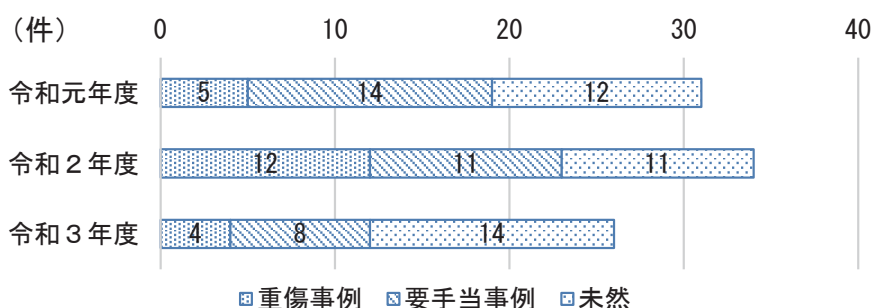
さらに、農場での野菜作り、収穫等をする体験学習や、食材コーディネーターの配置などに取り組んでいる地域もあります。

- 食物アレルギーをもつ児童、生徒は、学校保健統計調査によると令和3年度は小学校で2.51%、中学校で2.56%、高校で2.85%です。また、食物アレルギーを原因とした対応事案は、令和3年度に26件ありました。児童、生徒に関わる関係者が食物アレルギーについて正しい知識をもち、一人ひとりの心身の状態に応じて、適切に対応をする必要があります。(図32, 33)

(表1) 給食における県内産食材の活用割合

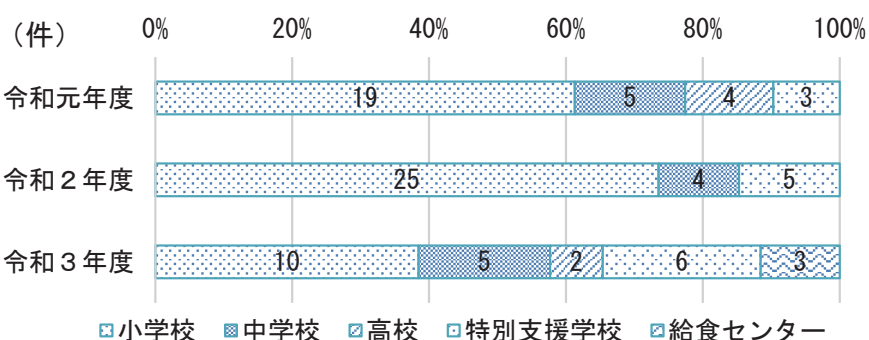
指 標		令和4年度	直近値データ根拠
給食における県内産食材の活用の割合	%	72.61	学校給食の食材仕入れ額状況調査 食材仕入れ額に占める県内産食材金額の割合 (保健体育課)

(図32) 食物アレルギーを原因とする対応事案 (事例別)



資料：島根県教育庁  
保健体育課

(図33) 食物アレルギーを原因とする事案の発生場所



資料：島根県教育庁  
保健体育課

## 4. 食を取り巻く地域の状況

### (1) 農林水産関係

- 農林水産業・農山漁村は、安全・安心な食料の安定供給や自然環境の保全など様々な役割を担っていますが、県内では中山間地域等を中心に高齢化にともなう担い手不足が進んでおり、その持続性が懸念されています。そのため、食や食に関する活動への参加を



通じて農林水産業・農山漁村への理解者を増やし、将来の担い手につなげていくことが重要です。

- 消費者の食に対するニーズは多様化し、地域で生産された農林水産物や、その加工品を地域で消費する「地産地消」という一般的な普及・啓発では、県産品を優先的に購入する動機付けには結びつかなくなっています。消費者である県民が、県産農林水産物の良さや他県産と比べた優位性を実感し、自ずと地産地消が拡大していくよう、有機農産物や美味しまね認証産品など付加価値の高い農業生産を推進し、その価値を消費者に伝えていく活動に重点を置くことが重要です。

## (2) 食品ロス<sup>6)</sup>に関する状況

- 令和2年度における全国の食品ロスの発生量は年間522万tと推計されます。その約47%を占める家庭からの発生では、食べ残しや過剰除去（野菜の皮の厚むきなど、食べられる部分までの過剰な除去）、直接廃棄（賞味期限切れなどによる手つかずのままの廃棄）などが要因として挙げられます。約53%を占める事業所からの発生では、食品製造業が4割程度、外食産業が3割程度を占めており、規格外品や返品、売れ残り、食べ残しなどが主な要因として挙げられます。
- 食品ロスを削減するためには、食べ物を無駄にしない意識の醸成と、その定着を図り、それぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として実践していくことが重要です。また、まだ食べることができる食品（未利用食品）については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として有効活用するようにしていく工夫も必要です。

## (3) 食品の安全性に関する状況

- 令和3年度に県内で発生した食中毒は計7件であり、原因施設別の内訳は、家庭2件、飲食店2件、原因施設不明3件でした。これらは、医師が保健所に届け出た数であることから、医療機関を受診していない家庭内食中毒事例を含めるとさらに件数が増えることが考えられます。

(表2) 令和3年度における島根県内の食中毒発生状況

	発生年月日	発生場所	患者数	原因食品	病因物質	原因施設
1	R3.6.9	出雲市	1	不明	カンピロバクター	家庭
2	R3.7.5	大田市	22	飲食店の食事	黄色ブドウ球菌	飲食店
3	R3.10.26	松江市	1	不明	アニサキス	不明
4	R3.11.13	安来市	1	不明	アニサキス	不明
5	R3.12.8	出雲市	1	不明	不明	家庭
6	R3.12.12	仁多郡	1	不明	アニサキス	不明
7	R3.12.16	隠岐郡	5	飲食店の食事	ノロウイルス	飲食店

## (4) 食文化の継承に関する状況

- 県民のライフスタイル、価値観、ニーズが多様化し、家庭環境が変化するなかで、地域や家庭で受け継がれてきた郷土料理・伝統食の料理方法や食べ方、作法などの食文化は、家族等から家庭で教わる機会は少なくなっています。



## 5. 第三次計画の目標達成状況

食育の取組推進の成果を客観的に把握するため、島根県食育推進計画第三次計画に掲げた食育の推進にあたっての目標について、達成度を評価しました。

それぞれの目標について、現状値を出し、策定時の直近値に対して現状値が目標値に向かってどのように改善しているかを評価しました。達成度の判定は以下のとおりです。

### 【達成度の判定】

- ◎：目標を達成したもの
- ：目標は達成できなかったが、改善傾向のもの
- △：ベースライン値と大きな変化なく、横ばい傾向のもの
- ×：悪化傾向のもの

### 〈評価結果の総括〉

- 第三次計画に基づき、関係機関・団体が連携し、特に若い世代に向けて体験の場を通して、野菜摂取や減塩等の啓発を継続的に行ってきました。
- ただ、「朝食をきちんと食べる」「野菜をしっかり食べ、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をする」については、目標を達成できませんでした。これまで学校で朝食メニューの調理実習の実施等を行ってきましたが、引き続き若い世代の生活背景も把握し、効果的な取組をしていく必要があります。
- 「減塩に気をつけた食生活を実践する」については、悪化傾向でした。生活習慣病を予防するために減塩は重要なことであることから、家庭での減塩について啓発してだけでなく、外食等で提供されるメニューの塩分量を減らす等の食環境の整備を進めていく必要があります。
- 計画期間の後半は、新型コロナウイルス感染症により調理実習等の体験の場を活用した取組は難しい状況でしたが、デジタルを活用するなど工夫をして取り組みました。引き続き関係機関・団体が連携し、各年代の生活背景に沿った取組の推進が必要です。

### (目標1) 朝食を毎日きちんと食べる

指標		策定時の直近値	現状値	目標値	評価	データ根拠	
幼児の欠食者の割合	1.6歳児	%	2.5	1.6	0	○	島根県母子保健集計システム 直近値：平成27年度 現状値：令和2年度
	3歳児		4.2	3.2	0		
児童、生徒の欠食者の割合	小5(男)	%	4.4	6.5	0	△	児童生徒の体力・運動能力調査 直近値：平成30年度 現状値：令和3年度
	小5(女)		2.7	8.5	0	×	
	中2(男)		8.6	9.0	5.0	△	
	中2(女)		9.4	8.7	5.0	○	
	高2(男)		14.0	14.4	10.0	△	
	高2(女)		14.7	13.2	10.0	○	
成人の欠食者の割合	20歳代(男)	%	33.8	39.7	30%以下	×	島根県県民健康調査 直近値：平成28年度 現状値：令和4年度
	20歳代(女)		31.5	23.1	20%以下	○	
	30歳代(男)		33.3	31.0	20%以下	○	
	30歳代(女)		13.3	21.9	10%以下	×	

## (目標2) 野菜をしっかり食べ、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をする

指標			策定時の直近値	現状値	目標値	評価	データ根拠
野菜料理を5皿以上食べている人の割合	男性	%	2.7	3.1	4.0	○	島根県県民健康調査 直近値：平成28年度 現状値：令和4年度
	女性		6.2	6.4	8.0	○	

## (目標3) 減塩に気をつけた食生活を実践する

指標			策定時の直近値	現状値	目標値	評価	データ根拠
日常生活で塩分をとりすぎないように気をつけている人の割合	男性	%	24.5	21.1	増やす	×	島根県県民健康調査 直近値：平成28年度 現状値：令和4年度
	女性		37.0	32.1	増やす	×	
濃い味付けを好んで食べている人の割合	男性	%	38.6	45.6	減らす	×	島根県県民健康調査 直近値：平成28年度 現状値：令和4年度
	女性		22.7	25.2	減らす	×	

## (目標4) ゆっくりよく噛んで食べる

指標			策定時の直近値	現状値	目標値	評価	データ根拠
たいていの食べ物は噛んで食べられる者の割合	55～64歳	%	88.5	91.3	維持	◎	島根県残存歯調査 直近値：平成27年度 現状値：令和2年度
3歳児の不正咬合等認められる児の割合		%	20.7	23.3	維持	△	島根県母子保健集計システム 直近値：平成27年度 現状値：令和2年度

## (目標5) 学校や地域における地場産物の使用を推進する

指標			策定時の直近値	現状値	目標値	評価	データ根拠
学校給食における県内産食材の活用の割合		%	51.0	57.3	63.0	○	学校給食の食材仕入れ状況調査 直近値：平成25年度 現状値：令和3年度
地産地消に積極的に取り組む食品量販店舗数		店舗	0	43	50	○	地産地消に積極的に取り組む食品量販店舗数 現状値：令和元年度

## (目標6) 食に関する体験の場を増やす

指標			策定時の直近値	現状値	目標値	評価	データ根拠
関係機関・団体における食育体験活動の回数		回	13,680	8,145	増やす	×	食育・食の安全推進協議会 構成団体からの実績報告 直近値：平成28年度 現状値：令和3年度

### (目標7) 食品衛生知識の着実な普及を図る

指標		策定時の直近値	現状値	目標値	評価	データ根拠
テレビスポット配信数	数	67	13	70	×	食の安心安全確保に係るアクションプラン(第5期) 直近値：平成26年度 現状値：平成30年度
講習会参加者数	人	1,588	1,095	1,600	×	食の安心安全確保に係るアクションプラン(第5期) 直近値：平成26年度 現状値：平成30年度

### (目標8) 家族や友人などと食卓を囲む

指標		策定時の直近値	現状値	目標値	評価	データ根拠	
週に一度は家族そろって食卓を囲む人の割合	男性	%	77.3	76.5	増やす	△	島根県県民健康調査 直近値：平成28年度 現状値：令和4年度
	女性		82.4	80.6	増やす		
食事をともにする家族や友人がいる人の割合	男性	%	87.1	84.4	増やす	×	島根県県民健康調査 直近値：平成28年度 現状値：令和4年度
	女性		90.9	89.2	増やす		

## Ⅲ. しまねの食育の推進にあたっての目標と評価指標

### 1. 目標の考え方

しまねの食育の推進の基本理念のもと、関係機関・団体等と連携を図りながら、地域全体でより効果的で実効性のある施策を展開するためには、具体的な共通の目標を掲げて、その目標達成を目指して取り組むことが必要です。

本計画においては、第三次計画の評価を踏まえ、(1) 目標を達成しておらず引き続いて目指す目標 (2) 目標を達成しているが継続して一層推進していくべき目標 (3) 新たに重点的に取り組む必要がある目標を設定しました。

また、目標値については他の関連計画との整合性を図り、計画策定後も把握が可能なものを用い、施策の成果や達成度を評価します。

### 2. 食育推進にあたっての目標

この目標は、県民一人一人が実践する目標であるとともに、食育に携わる関係機関・団体・行政の取組目標です。目標値の達成を目指して取組を進めていきますが、目標値の達成のみにとらわれず、基本理念のもと地域全体で食育を推進していきます。

### (目標1) 朝食を毎日きちんと食べる

指標		現状値	目標値	目標値の考え方	
幼児の 欠食者の割合	1.6歳児	%	1.6	0.0	島根県母子保健集計システムより 現状値：令和2年度 目標値：健やか親子しまね計画に合わせる
	3歳児		3.2		
児童、生徒の 欠食者の割合	小5(男)	%	6.5	0.0	児童生徒の体力・運動能力調査より 〈朝食を時々摂る+ほとんど摂らない〉の割合 現状値：令和3年度 目標値：目標を達成していないことから引き続き改善を進めるため、しまねっ子元気プラン(R2年度~R6年度)と共有して設定
	小5(女)		8.5	0.0	
	中2(男)		9.0	5.0	
	中2(女)		8.7	5.0	
	高2(男)		14.4	減らす	
	高2(女)		13.2	10.0	
成人の 欠食者の割合	20歳代(男)	%	39.7	30%以下	島根県県民健康調査より 〈欠食+欠食することがある〉の割合 現状値：令和4年度 目標値：第三次計画の目標値を達成していないことを踏まえ、改善傾向だった20歳代(女性)の変化率(約26%)をどの年代も目指すこととして設定
	20歳代(女)		23.1	15%以下	
	30歳代(男)		31.0	20%以下	
	30歳代(女)		21.9	15%以下	

### (目標2) 野菜をしっかり食べ、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をする

指標		現状値	目標値	目標値の考え方	
野菜料理を5皿 以上食べている 人の割合	男性	%	3.1	4.0	島根県県民健康調査より 現状値：令和4年度 目標値：第三次計画の目標値を達成していないことを踏まえ、平成28年度から現状値までの変化率を参考に設定
	女性		6.4	8.0	

### (目標3) 減塩に気をつけた食生活を実践する

指標		現状値	目標値	目標値の考え方	
日常生活で塩分 をとりすぎない ように気をつけて いる人の割合	男性	%	21.1	30%以上	島根県県民健康調査より 現状値：令和4年度 目標値：第三次計画の目標値を達成していないことを踏まえ、平成28年度から現状値までの変化率を参考に設定
	女性		32.1	40%以上	
濃い味付けを好 んで食べている 人の割合	男性	%	45.6	40%以下	島根県県民健康調査より 現状値：令和4年度 目標値：第三次計画の目標値を達成していないことを踏まえ、平成28年度から現状値までの変化率を参考に設定
	女性		25.2	20%以下	



#### (目標4) ゆっくりよく噛んで食べる

指標			現状値	目標値	目標値の考え方
たいていの食べ物 は噛んで 食べられる者 の割合	55～64歳	%	91.3	増やす	島根県残存歯調査より 現状値：令和2年度 目標値：第3次島根県歯と口腔の健康 づくり計画（R5年度～R10年 度）に合わせる
3歳児の不正咬合等認め られる児の割合		%	23.3	維持	島根県母子保健集計システムより 現状値：令和2年度 目標値：第3次島根県歯と口腔の健康 づくり計画（R5年度～R10年 度）に合わせる

#### (目標5) 学校における地場産物の使用を推進する

指標			現状値	目標値	目標値の考え方
学校給食における県内産 食材の活用の割合		%	72.61	増やす	学校給食の食材仕入れ状況調査より 食材仕入れ額に占める県内産食材金額 の割合 現状値：令和4年度

#### (目標6) 日常的に県産農産物を購入できる機会を提供する

指標			現状値	目標値	目標値の考え方
有機JAS認証ほ場の耕地 面積割合		%	0.4	1.0	島根県農林水産基本計画より 現状値：令和元年度 目標値：農林水産基本計画（R2年度～ R6年度）に合わせる
主要品目の算出額に占め る国際水準GAP取得者の 割合		%	0.6	50	島根県農林水産基本計画より 現状値：平成30年度末 目標値：農林水産基本計画（R2年度～ R6年度）に合わせる

#### (目標7) 食に関する体験の場を増やす

指標			現状値	目標値	目標値の考え方
関係機関・団体における 食育体験活動の回数		回	8,145	増やす	食育・食の安全推進協議会構成団体か らの実績報告より 現状値：令和3年度

#### (目標8) 食品衛生知識の着実な普及を図る

指標			現状値	目標値	目標値の考え方
広報媒体等配信数		回	14	20	食の安全安心確保に係るアクションプ ラン（第5期）より 現状値：平成30年度 目標値：食の安全安心確保に係るアク ションプラン（第5期）（R2 年度～R6年度）に合わせる
講習会参加者数		名	1,095	1,100	

## (目標9) 家族や友人などと食卓を囲む

指標			現状値	目標値	目標値の考え方
週に一度は家族そろって食卓を囲む人の割合	男性	%	76.5	85%以上	島根県県民健康調査より 現状値：令和4年度 目標値：第三次計画の目標値を達成していないことを踏まえ、平成28年度から現状値までの変化率を参考に設定
	女性		80.6	90%以上	
食事をともにする家族や友人がいる人の割合	男性	%	84.4	90%以上	
	女性		89.2	95%以上	

## IV. しまねの食育の推進施策

### 1. 重点施策

- 生涯にわたる心身の健康を支える食育を推進し、特に若い世代（高校生、大学生、子育て中の親世代を含む20～30歳代）への食育の推進
- 県民の身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくりの推進と県民の主体的な参加の促進
- 関係団体の連携・協力による地域力を生かした多様な暮らしに対応し、環境に配慮した食育の推進

### 2. 個別の施策

#### (1) 家庭における食育の推進

一日の始まりである朝食をしっかりと食べることは、生活リズムを整え、健全な食習慣につながります。早起き、バランスのとれた朝食摂取、適度な運動、十分な睡眠、歯と口腔のケア等を生活習慣として定着させるためには、家庭への働きかけが重要です。

生活リズムの改善や、望ましい食習慣の確立のため、家族ぐるみで食に関する理解を深め、意識の向上を図る等、家庭における食育の実践を支援する取組を推進します。

##### ①子供の基本的な生活リズムと望ましい食習慣の形成を図る

- 起床、就寝、食事、遊びや運動、メディア接触等について乳幼児健康診査で保健指導の実施や子育てサロン等で情報提供を行います。
- 保育所、幼稚園、学校、地域の関係団体等が連携し、楽しく学べる体験学習や活動の機会を設けます。
- 「食の学習ノート」を活用した授業を通して、家庭でも学びを振り返り、望ましい食習慣の実践に繋がるよう働きかけます。
- 家族が食卓を囲んでともに食事をとることで、食べる楽しさをともに体験し、家族とのコミュニケーションを図ることの大切さをあらゆる食育活動にあわせて啓発を行います。
- 食物アレルギー等の個々の心身の特性があることについてセミナー等を通して情報発信を行います。

## ②妊娠前からの妊産婦の望ましい食習慣を確立する

- 妊娠前、妊娠期、授乳期における望ましい食生活に向けた啓発を継続して行います。
- 引き続き、市町村や医療機関で実施されている妊産婦に対する健康診査や妊婦教室やパパママ教室などの場を通じ、妊娠期、授乳期の食生活について啓発を行います。

## ③青年期の健康的な食生活の実践に取り組む

- 食生活の自立をしていく青年期に向けて体験を通じた啓発活動を行います。
- 進学や就職を迎える時期に合わせて調理体験等の体験をする機会の提供やホームページ・SNSなどを活用した簡単レシピメニューの掲載などの情報発信を行います。

## ④ワーク・ライフ・バランスを推進する

- 従業員の子育てを積極的に支援する「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」の認定制度を普及し、企業における取組を推進します。また、育児休業取得率などの実績による「プレミアムこっころカンパニー」を表彰し、取組事例を広くPRします。
- 経営者や管理職等を対象とし、男性も女性も働き続けやすい職場環境づくりを進めるため、ワーク・ライフ・バランス等をテーマとしたセミナーを開催します。
- 男性が家事・育児をすることが当たり前として捉えられる社会的気運を醸成するため、男性や企業に向けたセミナーの開催や啓発活動に取り組みます。

### 食育活動実践事例

青年期は、進学や就職等により食生活の自立をしていく時期です。このことから、県内の高校生、大学生を対象に平成26年度まで実施した「わが家の一流シェフin島根」料理コンクールのレシピ等を活用した調理実習を行いました。

計11校、延べ449名に対して調理実習を通して、食への関心や調理技術について啓発をすることができました。調理実習では食生活改善推進員等のボランティアから包丁の使い方等の料理の基本も伝えられました。

進学や就職等により食生活の自立をしていく青年期に向けて、簡単な調理方法や外食での料理の選び方等の食に関する正しい情報を引き続き啓発していきます。





## (2) 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進

子供が望ましい食習慣を身に付け、生きる力を育むため、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等で食に関する知識の習得と様々な体験学習や活動を多く設け、食に関する実践力をつけることが大切です。

### 【保育所、認定こども園、幼稚園の取組】

#### ①保育所保育指針等に基づき、保育の一環として食育を位置付け、推進を図る

- 各保育所において、子どもたちが食育活動をとおして食に関心を持ち、健康な食の実践を身に付けられるよう、食育計画の実施については定期的に評価を行い、改善に努めます。
- 体調不良、食物アレルギー、障がいのある子供など、一人一人の心身の状態等に応じ、嘱託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に、適切に対応します。栄養士が配置されている保育所にあつては専門性を生かした対応を行い、配置されていない保育所にあつては、調理員等が研修会などを活用して必要な知識を身に付けます。
- 県においては、保育所監査等を通じ、各保育所における食育の取組状況を確認するとともに、「保育所保育指針」、「保育所における食育に関する指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」等に基づいた食育の実践が行われるよう、指導・助言、情報提供を行います。

### 【保育所、認定こども園、幼稚園、学校の取組】

#### ②調理担当者等の資質の向上を図る

- 乳幼児に必要な食事の量と質、食物アレルギー対応、衛生管理、食育など、保育所給食にあつて必要な知識の習得を目的として研修を実施し、調理担当者等の資質の向上を図ります。
- 給食関係者に対し、「衛生管理の徹底」のほか、「地産地消の推進」「和食の普及啓発」について研修会等を通して、普及啓発に努め、担当者の資質向上を図ります。
- 島根県学校給食会と連携して、講習会等で和食の普及啓発を図ります。

### 【学校の取組】

#### ③栄養教諭等を中核とした食育推進体制の充実を図る

- 各校において食育担当者を校務分掌に明記し、栄養教諭等を中核とした食育推進委員会等の組織を充実させ、教職員間や家庭、地域と連携した食育の推進を図ります。
- 各校における食に関する指導の全体計画作成率の増加を目指し、全体計画に沿った食育の取組の実施と評価を推進します。

#### ④子供の発達段階に応じた食育の推進を図る

- 各学校等の実態、発達の段階に基づいて食育の具体的な目標の設定を推進します。目標達成に向けた食に関する指導の全体計画を作成し、取組を実施、評価することで効果的な食育を推進します。
- 島根県が作成した食育教材「食の学習ノート」の活用を推進し、各校の食育の推進を図ります。



### ⑤食に関する指導の授業の充実を図る

- 各学校が体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間など、教育活動全体を通して計画的、継続的に食に関する指導に取り組みます。
- 研修の機会を設ける等、栄養教諭等のさらなる授業力の向上を図ります。
- 電子黒板を活用した食に関する指導を実施する等、ICTを活用した食に関する指導の充実を図ります。

### ⑥食育を通じた健康状態の改善等の推進を図る

- 栄養教諭、学級担任、養護教諭、学校医、保護者等が連携し、子供自身が心身の健康状況の改善等に必要な知識を身に付けられるよう努めるとともに、その知識を実践化できるような取組を充実させます。
- 肥満や食物アレルギー等、食に関する健康課題を有する子供に対して個別の相談指導を行い、望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進します。

### ⑦食べるために必要な歯科口腔機能について、健康教育を通じて理解を深める

- 「食の学習ノート」を活用し、よく噛んで食べることの効果等の学習を行うとともに、実践化への働きかけを継続的に行います。
- 「歯と口の健康週間」、「いい歯の日」等を中心に、学校給食メニューにしっかり噛んで食べることを意識した食材、メニューを取り入れ、学校給食を生きた教材とした食育を推進します。
- 学校保健委員会等において学校歯科医と連携し、家庭や地域等によく噛んで食べることの重要性等の歯と口の健康に関する情報を発信することで、実践化への働きかけを継続的に行います。

### ⑧生きた教材として地場産物を活用した給食の実施促進に努める

- 生産者を招いた交流給食等の実施を充実させることにより、地域の生産者や生産過程を理解し、食物や食物の生産に関わる人々に感謝する気持ちを育成します。また、地場産物、地域の郷土料理や伝統料理、行事食等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れることにより、地域の自然や環境、食文化への理解を深めます。
- 6月と11月の「しまね・ふるさと給食月間」を通して、学校給食における食育の取組の強化や学校給食における地場産物の活用を推進します。
- 関係部局・機関との連携により、学校給食における地場産物の活用を支援します。

### ⑨地場産物を味わうことや、地域に根差した農林漁業体験を通じて、楽しみながら食の大切さへの子供たちの理解を促す

- 関係団体の協力も得た出前講座等の実施により、農林水産業・農山漁村の持つ多様な役割等について、子供の理解を促進します。
- 関係機関、団体それぞれ単独の情報発信でなく、広域かつ横断的な連携による発信により生産現場への理解や生産者とのつながりが深まるよう取組を進めます。

## 食育活動実践事例

小・中・高校では、島根県教育委員会が作成した「食の学習ノート」を活用して食に関する指導が行われています。小学校低学年用・中学年用・高学年用、中学生用、高校生用と、発達段階に合わせ、生涯を通じた食生活や健康管理、保持につながる内容となっています。

小・中学校は、学校給食との関連を図り、給食を「生きた教材」として活用することにより、毎日の給食時間の中で、食について身近に考え、実践することで学んだ内容の定着につながっています。また、ノートに書かれた感想や家庭での様子を把握することで、事後指導に活かすなど、家庭との連携を図っています。

学校における食育は、給食の時間だけでなく、各教科や外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動といった学校の教育活動全体を通して行われることが望まれます。食の学習ノートを教科等の副教材として使用するなど、積極的な活用に向けて取り組めます。



## 食育活動実践事例

学校でのICT環境の整備が進む中で、食に関する指導においても、ICTを活用し、活動体験への導入や、活動体験実験のイメージ化、代替など、新たな学習スタイルを取り入れた食育の推進に取り組んでいます。ICTの活用によって、反復視聴や静止・拡大が可能となり、食に関する指導においても、利用範囲は広がっています。

ICTを活用し、給食で使用される食材の生産過程や、給食調理場での調理の映像を視聴することで、現場を身近に感じるとともに、生産者や調理員への感謝の気持ちが育まれています。栄養教諭、学校栄養職員が不在の学校においても、学校に合わせた時間や場所で視聴することができ、食に関する学びを深めることができます。

各学校における食に関する指導の目標を達成するため、アナログとデジタルを場面に応じて使い分け、児童生徒の指導や保護者への研修会等を充実させていきます。



〔作成した動画（一部抜粋）〕

### (3) 地域における食育の推進

#### 【望ましい食生活を実践するための食育の推進】

高齢者の一人暮らしやひとり親世帯等の家族形態やライフスタイルが多様化していることから、多様な暮らしに対応した効果的な食育の取組を地域全体で推進し、県民一人一人の健全な食生活の実践を支援することが大切です。

身近な場所で、地域の関係者、ボランティア団体等の連携した食に関する体験活動を促進し、食に関する関心と理解が深まるように支援します。

#### ①食育を推進するボランティア等の活動を支援する

- 食育の推進は地域の食環境や文化等の特性に応じて推進していくことが重要です。
- 従来から地域に根ざした食育活動を実践している食生活改善推進員をはじめとするボランティアの活動は引き続き重要であることから、取組が継続かつ活性化されるよう支援します。
- 地域で活躍するボランティア団体の活動を団体内外で発信し、活動に対する理解を図ります。

#### ②専門知識を有する人材の育成・活用を促す

- 引き続き、管理栄養士、栄養士、調理師等の人材育成を行い、地域における食育活動の充実・強化を図ります。
- 県や市町村に配置されている管理栄養士や栄養士を対象にした食育推進研修会を継続します。
- 特定給食施設の管理栄養士、栄養士へ引き続き巡回指導や研修会の支援を行い、施設に応じた支援を行います。
- 医療専門職等に対してアレルギー疾患の対応等に関する研修を実施し、個々の心身の状態に応じた保健指導等が実施されるよう取り組みます。

#### ③若い世代への体験型啓発の実施を推進する

- 若い世代が食に関心を持ち、自ら食生活の改善を実践していけるよう、インターネットやSNS等のデジタル化へ対応し、効果的な情報提供を通して食に関する関心を深められるように促進します。
- スーパー等地域の身近な場所で、「見る・食べる・作る」体験を通じた食に関する啓発活動を引き続き展開します。
- インターネットやSNS等を活用し、作ってみたいくなる簡単レシピの発信等、効果的な情報発信を行います。

#### ④職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進を図る

- 青壮年期における生活習慣病予防は非常に重要であることから、健康経営が広がっていることを契機に、事業所の健康づくりについて取組が進むよう、関係者と連携・協働を深め、健康づくりの一環として食に関する知識の普及を図ります。
- 引き続き、事業所への出前講座を実施し、食に関する知識の普及や食生活改善を行います。
- 「しまね☆まめなカンパニー」登録事業所へ、食の情報提供や県内事業所の取組事例を共有することで自主的な取組を促します。



### ⑤食品関連事業者等による食育の情報発信を推進する

- 県民の食生活を支える役割を担うスーパー等の量販店や飲食店等は、県民の生活に身近な場所であることから、県民が自然に美味しく健康な食事がとれるよう食環境の整備を図ります。
- スーパー等の量販店や飲食店等で栄養や健康に関する情報発信を推進します。
- 県内のスーパー等の量販店や飲食店等と連携し、健康に配慮した商品の提供が促進されるよう支援します。

### ⑥地域の多様な食文化の継承につながる活動を推進する

- 地域や家庭で受け継がれてきた郷土料理や伝統的な料理、作法等を継承するため、食生活改善推進員や農業従事者等の協力を得て、料理教室や体験活動を通して食文化を理解し、守り伝える活動を推進します。
- 食生活改善推進員等のボランティア団体などが実施する郷土料理や伝統的な料理を取り入れた料理教室や体験学習を通じ、地域の食文化への理解促進を図ります。
- 地域の郷土料理や伝統食について情報収集を行い、ホームページ等で情報発信を行います。

### ⑦健康寿命の延伸につながる食育の推進を図る

- 健康づくりや生活習慣病の発症・重症化の予防を推進することによる健康寿命の延伸に向け、減塩や適正体重の維持等の食生活改善の取組は重要であるため、主食、主菜、副菜をそろえた健康な食事を実践できるよう引き続き啓発や関係機関、団体の取組の支援を行います。
- 個人の行動に変化を促し、健全な食生活を実現するために主食、主菜、副菜をそろえた健康な食事に関する普及啓発や意識醸成を進めます。
- 県民の食生活を支える役割を担うスーパー等の量販店や飲食店等において、健康に配慮されたメニューや商品に関する消費者への情報提供等の取組を促進します。
- 市町村等が行っている保健指導等にあわせ、一人一人の健康状態に応じた管理栄養士等による栄養指導・食事指導の充実を図ります。
- 健康寿命の延伸には、健全な食生活が大切であり、よく噛んでおいしく食べるには歯科口腔機能が十分に発達し維持されることが重要であるため、歯みがきによる口腔ケア等の歯と口の健康づくりを通じた食育を推進します。
- 8020運動<sup>4)</sup>や嚙ミング30<sup>5)</sup>の推進を通じ、子供から高齢者までの年代に応じた窒息・誤嚥防止等を含めた食べ方の支援や歯科口腔ケア等、関係機関の協力のもと、歯科口腔保健分野における啓発活動を行います。

### ⑧高齢者に対する食育の推進を図る

- 高齢者のみの夫婦世帯や一人暮らし世帯では、食事が簡素化しやすく偏った食事になることや咀嚼能力の低下、消化・吸収率の低下、運動量の低下に伴う食事量の低下などにより低栄養傾向にあります。地域のサロンや通いの場等の共食の場において、低栄養を予防するための啓発を行います。
- 高齢期に入る前の60歳代前半までの世代へ、健康づくり事業への参加促進を図ります。



### ⑨多様な暮らしを支える食育の推進を図る

- 高齢者の一人暮らしやひとり親世帯等の家族形態やライフスタイルの多様化により、家族との共食が難しい場合があることから、生活状況に配慮した取組が必要です。
- 食育推進の観点から、子ども食堂や通いの場など地域で様々な共食の場づくりにおいて、食育の理解と実践を促すための情報提供や食に関する活動の推進を図ります。

### ⑩災害時に備えた食育の推進を図る

- 日本では、近年、地震災害だけでなく台風・大雨・洪水等の大規模災害の頻度が増えています。県内においても大雨により避難が必要な場合や、感染症の流行により外出が困難になるなど、平時からの食の備えが重要です。
- 災害時の栄養・食生活支援は、新たな健康問題の発生や、持病や障がいのある被災者の症状が悪化する二次健康被害を最小限にとどめるだけでなく、食の質の向上により被災者の心の安定をもたらし、生活への復旧・復興への意欲を高め、より早く平常時の生活に戻るために重要な活動です。平時から災害に備え、栄養バランスの配慮や備蓄方法などの食の備えの重要性や必要な知識を普及啓発します。
- 特定給食施設の管理栄養士、栄養士へ引き続き巡回指導や研修会を行い、施設に応じた支援を行います。



### 食育活動実践事例

健康長寿日本一を目指すため令和2年度から「しまね健康寿命延伸プロジェクト」を進めています。プロジェクトでは、自然に美味しく健康な食事ができる環境整備を行い、島根県立大学看護栄養学部健康栄養学科と県内企業が連携し、野菜をつかった減塩の弁当と総菜を考案し販売しています。

実際に商品を購入、食べた方からは「野菜をたくさん摂れて良い」とか「健康に配慮されていて美味しい」という意見がありました。

多様なライフスタイルのなかで、調理済みの食品を活用する機会も増えてきています。正しい情報から食品を選択することや健康に配慮された弁当、市販の総菜を購入できる環境の整備を進めていきます。



### 食育活動実践事例

地域の郷土料理や伝統料理を作る体験、食べる体験を通して、若い世代へ地域の食文化の理解促進を図ることを目的に、平成30年度より各地域で料理教室や講話等を行っています。

活動を開始して4年間で延べ52,820名に対して、地域の郷土料理や伝統料理の由来やその食文化を理解し、守り伝える活動ができました。食生活改善推進員が実際の食材等を活用しながら、調理方法や郷土料理を大切にすることを伝えました。

家族形態やライフスタイルが多様化していることから、家庭内で地域の食文化を伝える機会は減っていると考えられます。そのため、地域で活動する食生活改善推進員や農業従事者等の協力を得て、郷土料理や伝統料理を通して地域の食文化について理解が図られるよう取り組みます。



### 食育活動実践事例

身近なスーパーを健康な食の情報発信・実践の拠点として、食育の日（毎月19日）やしまね☆健康づくりチャレンジ月間（毎年9月）に合わせて啓発活動を行っています。

活動の際は、食生活改善推進員の協力も得て実際の食材も交えて展示する等の啓発をしています。

スーパーで啓発を行うことで、その日の献立や料理に活かしてもらうことができました。

今後も身近なスーパー等を拠点に、実践につながる「おいしい・たのしい・ためになる」体験の啓発を行っています。



## 【環境と調和のとれた生産と消費に対する理解促進のための取組】

消費者の食に対するニーズが多様化する中、持続可能な環境に配慮された農林水産物を供給する取組に対して農林水産物やその加工品を購入し、食べる行動を通して、農林水産業・農山漁村の持つ様々な役割を理解することが大切です。

また、食料の多くを輸入に頼る一方で、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に大量に食品を廃棄していることから、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図り、県民一人一人がこの課題に対して取り組み、社会全体で実践していくことが重要です。

### ⑪食品ロス<sup>6)</sup>削減を目指した国民運動の展開

- 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」<sup>7)</sup>に加盟し、全国の自治体と連携協力して食品ロス削減に向けた取組の推進を図ります。
- 食品ロス削減等の持続可能な社会の実現に向けて、環境への負担の少ないライフスタイル等を促進する研修会、啓発資料の作成・配布、SNS等による情報提供を行います。

### ⑫信頼される農林水産物の生産と消費者への理解促進を図る

- 学校給食は、県産品の良さを多くの県民（児童、生徒、保護者、学校関係者等）に理解してもらう格好の取組であり、すべての市町村での「有機農産物の日」「美味しまね認証<sup>9)</sup>の日」の設定に取組を推進します。
- 学校給食の「しまね・ふるさと給食月間」に併せ、有機農産物<sup>8)</sup>や美味しまね認証<sup>9)</sup>製品の活用を促進します。
- 併せて、出前講座等において各認証制度取得者の取組を紹介し、地域の農業生産、特に「有機農業」<sup>10)</sup>、「美味しまね認証」の取組への理解促進を図ります。
- 生産者の取組や有機農業について、各種広報媒体を通じて情報発信すると共に、有機農産物の生産拡大と産地づくりを推進し、消費者が日常的に県産有機農産物を購入できる機会を提供することにより、消費者の理解促進を図ります。
- 美味しまね認証産品を積極的に取り扱う県内外の流通販売業者の協力の下、認証制度や産品について、企業の販売活動を介した消費者への直接的なPRを推進します。

### ⑬食品表示・衛生知識等の普及啓発を図る

- 家庭内は飲食店に次いで食中毒の発生が多いため、食品表示を含め食品の安全性に関する正しい知識を持って、消費者自らが判断できるよう、引き続き普及啓発を図ります。
- テレビスポットやホームページ等を通じ、食品の安全性に関する知識等について消費者へ周知を図ります。
- 関係部局や市町村等と連携し、消費者に対して講習会等により食中毒予防や食品表示等について啓発活動を行います。

### ⑭都市と農山漁村の共生・対流の促進する

- 農山漁村での生活体験や宿泊体験を通じて、島根県の自然、風土、歴史、文化等に触れることで、都市住民と地域住民の交流を促進し、農山漁村への理解を図る「しまね田舎ツーリズム」の取組を推進しています。
- 体験者の獲得のため、「しまね田舎ツーリズム」の情報発信等を行います。
- 体験提供者の獲得のため、体験を受け入れやすい環境を整えます。



- 体験提供者を対象として食中毒予防等の衛生講習会・リスクマネジメント講習会を実施します。

### ⑮農林水産業、農山漁村の情報発信などを行う

- 農林水産業・農山漁村は、安全・安心な食料の安定供給をはじめ、県土の保全や水源の涵養、美しい景観形成等の様々な役割を担っています。農林水産物に対する理解を促すため、生産現場の状況、生産者の取組、販売先や食に関するイベント等についてSNS、インターネット、新聞、テレビ等の各種媒体を通じ、積極的に情報発信します。
- 主に幼稚園児、小中学生等を対象として、農林水産業・農山漁村への理解を深めるための出前講座を実施します。
- これらの取組の実施にあたっては、食育推進組織と農林水産関係部局との連携による推進を図るとともに、生産者、農林漁業関係団体等が実施する消費者交流や体験活動等の実施を支援します。

### 食育活動実践事例

県産農産物の良さを実感出来るよう、地元スーパーや小売店、学校給食において美味しまね認証産品や有機農産物に対する理解促進に取り組んでいます。

学校給食では、しまね・ふるさと給食月間（6・11月）に併せて、美味しまね認証や有機JAS認証の出前講座を実施しています。

講座では、美味しまね認証等のマークや、取得農場の思い・取組、また、実際に学校給食に使用されている認証県産品を紹介し、今後の食材購入の際の新たな視点を学びます。

学校給食は、県産品の良さを多くの県民（児童、生徒、保護者、学校関係者等）に理解してもらおう格好の取組であり、有機農業、美味しまね認証の取り組みへの理解促進を図ります。





## 食育活動実践事例

食の安全や食品表示に関する正しい知識を持ち、消費者自らが安全安心な食品を選択できるよう、食中毒予防等について普及啓発を図っています。

保健所では、保育園児や児童を対象とした手洗い教室を実施しています。寸劇や手洗いの歌を通し、手洗いの重要性を理解するとともに、正しい手洗いの方法を身につけてもらうことができました。また、スーパー等で食品衛生に関するチラシやうちわ等を配布し、食中毒予防について広く啓発することができました。

消費者を対象としたリスクコミュニケーション事業や広報媒体を利用した啓発活動等を継続して行い、食品の安全性を確保するための取り組みが効果的かつ円滑に行われるようにします。



## 【食品の安全・安心に対する取組】

食品の安全性が県民の健康と健全な食生活の根本ですが、食品の提供者が万全を期すだけでなく、食品を消費する県民も、食に関する知識と理解を深め、自分の食生活について自ら判断し、選択していくことが必要です。

県民の食に関する知識と食を選択する力の習得のため、行政や関係団体、県民等との間の情報・意見交換が積極的に行われ、食品関連事業者からも積極的に情報が提供されるよう施策を講じます。

### ⑯食品の安全性についてのリスクコミュニケーション<sup>11)</sup>を積極的に実施する

- リスクコミュニケーションを積極的に実施し、関係者間の情報の共有化を図るとともに相互理解を深めることにより、食品の安全性を確保するための施策や取組が効果的かつ円滑に行われるようにします。
- 食品衛生月間などの様々な機会を捉えて、意見交換会型や体験型、講習会型など、食中毒を予防するための知識の発信や食品の安全性を確保するための相互議論を進めていきます。

### ⑰食品関連事業者等における適正な食品表示の支援を行う

- 食品関連事業者等が健康に配慮した食品を提供する際には、当該事業者等が責任をもって県民に適切な情報提供を行う必要があります。食品表示法<sup>12)</sup>に基づく適正な表示を行うことにより、事業者等が適切に情報提供できるよう助言・支援を行います。
- 衛生講習会等を通じ、食品関連事業者等に対して適正な食品表示の作成について助言・支援を行います。

## (4) 関係機関・団体等の連携による食育の推進

島根県食育・食の安全推進協議会や圏域、市町村単位で食育ネットワーク会議等を開催し、関係機関・団体相互の情報交換及び意見交換を行いながら、食育に関するイベント等の取組を関係団体・機関が連携して実施しています。

引き続き、島根県食育・食の安全推進協議会や、圏域食育ネットワーク会議、圏域健康長寿しまね推進会議で連携・協力体制を構築しながら、学校や保育所等、農林漁業者、食に関するボランティア、食品関連事業者、行政など様々な関係団体・機関による横断的な食育活動を推進します。

## V. 関係機関・団体等の役割

### 1. 家庭の役割

- 規則正しい生活リズムを身につけます。
- 料理体験等、子供が実践できる環境づくりに努めます。
- 家族そろって望ましい食習慣（食事のマナー、あいさつを含む）を身につけます。
- 少なくとも週に一度は家族そろって楽しく食卓を囲みます。
- 地域の食育の取組に参加し、食に関する正しい知識を身につけます。

### 2. 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等教育関係者の役割

- 保育所等では、保育の一環として食育を位置づけ、食育計画を作成して、各保育所の創意工夫により推進します。
- 学校等においては、食に関する指導の全体計画を作成し、関連する教科等をはじめとして、教育活動全体で食育を推進します。
- 栄養教諭等を中心に、家庭・地域と連携した食に関する指導等を行います。
- 教職員等の食育への指導力向上を図るために、教職員等研修の充実に努めます。
- 子供の成長段階に応じた食の自立に向け、支援します。
- 地場産物を活用した給食の提供に努めます。
- 給食を教材に、食育の実践、郷土料理・伝統食の伝承を図ります。
- 食に関して幅広く体験でき、学ぶことができる環境づくりを図ります。

### 3. 公民館等社会教育施設の役割

- 世代間交流により郷土食等食文化の継承や自然体験等を進めます。
- 食料資源の有効活用等環境を考慮した取組を進めます。
- 食や健康について誰もが気軽に相談できる場、互いに相談しあえるコミュニケーションの場づくりに努めます。
- 食や健康についての情報発信の場づくりに努めます。

## 4. 生産者を含む食品関連業者の役割

- 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等と連携し、農林漁業や食品の製造・加工・流通に関する様々な体験や見学の機会を提供するよう努めます。
- 生産者と消費者の交流等に取り組みます。
- 安全、安心な食品の提供に努めます。
- 島根県の農林水産物等の安全性や品質の高さを積極的にPRします。
- 食品表示に関し、適切な情報提供を行います。
- 飲食店等におけるメニューの栄養成分表示等食に関する分かりやすい情報提供を行います。

## 5. 事業所の役割

- 従業員の健康管理、健康づくりに努めます。
- 従業員とその家族に健康や食に関する情報発信を行うよう努めます。

## 6. ボランティアの役割

- 地域に根付いた食文化の継承に努めます。
- 食に関する様々な体験の場を提供します。
- 学校、公民館等関係機関と連携し、より効率的な活動を進めます。
- 親子料理教室等を通じて食生活改善活動に取り組みます。

## 7. 行政の役割（県、市町村）

- 島根県食育推進計画及び市町村食育推進計画に基づき、関係部局が連携を図り、食育を推進します。
- 県及び圏域において、関係機関・関係団体間でのネットワークづくりを進め、島根らしい食育活動を促進します。
- 毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」、毎月第3日曜日の「しまね家庭の日」にあわせて食育の周知を図るとともに、関係機関・団体等と協力して食育の推進に取り組みます。
- 食に関する調査等により、食生活に関する状況を適切に把握し、食育活動に活用します。

# VI. 計画の推進体制とフォローアップ

## 1. 県における推進体制

庁内に設置している「島根県食育・食の安全推進会議」を主体に、食育に関する施策を総合的、計画的に推進します。

## 2. 食育の推進母体

関係機関・団体からなる「島根県食育・食の安全推進協議会」を食育の推進母体として、県民及び諸団体のニーズを把握し、本計画の円滑な推進を図ります。

推進にあたっては、島根県食育・食の安全推進協議会と健康長寿しまね推進会議、しまね地産地消推進協議会、青少年育成島根県民会議等他の既存協議会との連携を図ります。

## 3. 地域における推進体制

地域における食育を推進するためには、各圏域では食育ネットワーク会議や健康長寿しまね推進会議食の分科会等で情報を共有、実践に向けた連携を進めます。

また、市町村においては、各市町村で策定した食育推進計画に基づき、食育推進体制の構築、強化を図り、食育の取組の充実を図ります。

## 4. フォローアップ

各関係機関・団体等の行動計画を作成する等具体的な推進を図るほか、計画の進捗状況を客観的に把握できる指標を用いて施策の評価を行い、これを踏まえ施策の見直しと改善に努めます。





## 〈本文中の用語の解説〉

### 1) 食べる知恵

適量を食べる、味わって食べる、食事のリズムをもつ、食事づくりや準備に関わりそれを理解する、歯と口の健康について理解するなど、単に栄養素の知識だけでなく、食材や調理、食習慣、食事行動についてなど、食に関する様々な知識や能力を含めて広くとらえ、「食べる知恵」としています。

### 2) 特定給食施設

特定多数の者に対して継続的に食事を提供する施設のうち1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設のことです。健康増進法により、特定給食施設の設置者は所在地知事に届出をしなければならないことになっており、また、栄養士又は管理栄養士を置くよう努めなければいけないとされています。

### 3) しまね☆まめなカンパニー

従業員の健康づくり・健康経営に取り組む事業所や来客者等への健康情報発信に協力いただいている事業所を登録する制度のことです。

### 4) 8020運動（はちまるにいまる）

平成元年より厚生省（当時）と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動です。20本以上の歯があれば、食生活にはほぼ満足することができると言われていました。そのため、「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」との願いを込めてこの運動が始まりました。

### 5) 噛ミン30（かみんぐさんまる）

食育を推進する一助として、一口30回以上噛むことを目標とした取組。

「歯科保健と食育の在り方に関する検討会」報告書（H21.7月厚生労働省）「歯・口の健康と食育～噛ミン30（カミングサンマル）」で、食育の今後の方向性が示されています。

### 6) 食品ロス

本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。

### 7) 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワークです。

### 8) 有機農産物

化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、「有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）」の基準に従って生産された農産物のことです。

### 9) 美味(おい)しまね認証

「安全で美味しい島根の県産品認証制度」の通称。島根県で生産される農林水産物が県の定めたGAP(ギャップ)※（農業生産工程管理）基準に基づき生産されていることを認証する県独自のGAP認証制度です。認証されると、生産者は認証マークを使用することができます。

※GAP：Good Agricultural Practices（よい農業の取組）の略。農産物の安全、作業従事者の安全、良好な環境の保全等を実現するために、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を繰り返して行う一連の取組です。

### 10) 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことと遺伝子組換え技術を利用しないことを基本に、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する農業をいいます。

### 11) リスクコミュニケーション

消費者、事業者、行政担当者など関係者の間で情報や意見をお互いに交換しようというもの。「リスク」とは損失や危害の生じる可能性または確率及びその大きさのこと。わが国では、平成15（2003）年の食品安全基本法制定、食品衛生法改正時にこの考え方が取り入れられました。

### 12) 食品表示法

販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。）の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法、健康増進法及びJAS法による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする法律です。平成25年6月28日に公布され、平成27年4月1日から施行されました。

## 〈参考資料〉

- 食育基本法
- 食生活指針
- 島根県食育・食の安全推進会議設置要綱
- 島根県食育・食の安全推進協議会設置要綱



## 食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正：平成二一年六月五日法律第四九号

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調

和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

**第二条** 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

**第三条** 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていること



について、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

**第四条** 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

**第五条** 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

**第六条** 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

**第七条** 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

**第八条** 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に

関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

**第九条** 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第十条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

**第十一条** 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

**第十二条** 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は

地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

**第十三条** 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

**第十四条** 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

**第十五条** 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

**第十六条** 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

**第十七条** 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

**第十八条** 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

## 第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

**第十九条** 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

**第二十条** 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の

作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

**第二十二条** 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

**第二十六条** 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

**第二十七条** 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

**第二十八条** 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

**第二十九条** 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

**第三十条** 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

**第三十一条** この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

**第三十二条** 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

**第三十三条** 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 附 則

(平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。



## 食生活指針

- 食事を楽しみましょう。
- 1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。
- 適度な運動とバランスのよい食事で、適正体重の維持を。
- 主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。
- ごはんなどの穀類をしっかりと。
- 野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせる。
- 食塩は控えめに、脂肪は質と量を考えて。
- 日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味の継承を。
- 食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を。
- 「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみよう。

## 妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針

- 妊娠前から、バランスのよい食事をしっかりと  
りましょう
- 「主食」を中心に、エネルギーをしっかりと
- 不足しがちなビタミン・ミネラルを、「副菜」  
でしっかりと
- 「主菜」を組み合わせでたんぱく質を十分に
- 乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などでカルシ  
ウムを十分に
- 妊娠中の体重増加は、お母さんと赤ちゃんに  
とって望ましい量に
- 母乳育児も、バランスのよい食生活のなかで
- 無理なくからだを動かしましょう
- たばことお酒の害から赤ちゃんを守りましょう
- お母さんと赤ちゃんのからだと心のゆとりは、  
周囲のあたたかいサポートから

# 島根県食育・食の安全推進会議設置要綱

## (設置目的)

第1条 食育基本法及び食品安全基本法に基づき、食育及び食の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、島根県食育・食の安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育推進計画の策定に関する事
- (2) 食育推進計画に基づく施策の実施及び進行管理、評価に関する事
- (3) 食品の安全・安心確保に関する事
- (4) 食の安全安心確保に係る基本方針及びアクションプランに関する事
- (5) その他前条の目的達成のために必要な事項に関する事

## (組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる職にあるものをもって充て、議長は、健康福祉部次長とする。

- 2 推進会議に、連絡会議を設置する。
- 3 連絡会議には、ワーキンググループ及び幹事課を設置する。

## (連絡会議)

第4条 連絡会議は、別表2に掲げる職にあるものをもって充て、食育に関する会議の議長は健康推進課長とし、食の安全に関する会議の議長は薬事衛生課長とする。

- 2 連絡会議は、次の事務を行う。
  - (1) 推進会議に付議する事項の協議
  - (2) 推進会議からの指示事項の処理
  - (3) その他推進会議の円滑な運営に必要な事務
- 3 連絡会議の会議は、議長が招集し、議長が会務を総理する。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

## (ワーキンググループ及び幹事課)

第5条 ワーキンググループは、連絡会議を構成する関係各課の担当者をもって構成する。

- 2 ワーキンググループは次の事項について協議する。
  - (1) 食育推進計画策定に関する事
  - (2) 食の安全確保に係るアクションプラン等に関する事
- 3 ワーキンググループの会議は、事務局が必要に応じて招集する。
- 4 幹事課は、別表3に掲げる課をもって充て、部局内の連絡調整、ワーキンググループの議案事項の調整、幹事課会の運営を行う。

### (各種計画策定委員会)

第6条 食育及び食の安全推進計画の策定にあたっては、外部団体等から構成される計画策定委員会を設置し、広く県民から意見を聴くことができる。

### (事務局)

第7条 連絡会議、ワーキンググループ会議及び幹事課会の事務局は、食育に関する事務については健康福祉部健康推進課に、食の安全に関する事務については健康福祉部薬事衛生課に置く。食育及び食の安全推進計画の策定にあたっては、外部団体等から構成される計画策定委員会を設置し、広く県民から意見を聴くことができる

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年9月13日から施行する。

この要綱は、平成19年5月9日から施行する。

この要綱は、平成24年2月8日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年12月16日から施行する。



### 別表1（第3条） 推進会議構成員

健康福祉部	次長
政策企画局	次長
地域振興部	次長
環境生活部	次長
農林水産部	次長
商工労働部	次長
教 育 庁	参事

### 別表2（第4条） 連絡会議構成員

政策企画局	女性活躍推進課長
地域振興部	しまね暮らし推進課長
環境生活部	環境生活総務課消費とくらしの安全室長
健康福祉部	健康福祉総務課長
〃	健康推進課長
〃	子ども・子育て支援課長
〃	薬事衛生課長
農林水産部	農林水産総務課長
〃	産地支援課長
〃	農畜産課長
〃	林業課長
〃	沿岸漁業振興課長
農林水産部 / 商工労働部	しまねブランド推進課長
教 育 庁	保健体育課長
〃	社会教育課長

### 別表3（第5条） 幹事課の構成

部局名	担当課
健康福祉部	健康推進課（食育の事務局）、薬事衛生課（食の安全の事務局）
農林水産部	農林水産総務課政策・調整スタッフ
教 育 庁	保健体育課健康づくり推進室

# 島根県食育・食の安全推進協議会設置要綱

## (目的)

第1条 食育の推進及び食の安全確保のためには、行政のみならず、保育所、幼稚園、学校、地域等関係者の主体的な参加と協力を得、県民運動として積極的に食育の推進及び食の安全確保について取り組むことが必要である。

そこで、関係者が、食育の推進及び食の安全確保に関する情報の共有化と相互の連携に努め、県民の意識の高揚を図り、自主的な食育活動を進めるための運動を展開するため、島根県食育・食の安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (組織及び委員)

第2条 協議会は、別表に掲げる機関及び団体（以下「構成団体」という。）をもって構成し、委員は各構成団体の推薦をもって充てる。

なお、新たに構成団体（委員）を加える場合は、協議会の了解を得ることとする。

## (役員体制)

第3条 協議会に、会長1名、副会長2名を置く。

2 会長及び副会長は、協議会において委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐する。

5 役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、役員が欠けた場合には、その委員が所属する構成団体から推薦を受けたものが、前任者の残任期間を受け継ぐものとする。

## (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の座長は会長をもって充て、会長が不在の時は副会長がその任にあたる。

3 会長は、必要があると認めたときは、構成団体以外のものの出席を求めることができる。

## (会議の事項)

第5条 協議会の会議は、第1条に定める目的達成のため、次の事項を協議する。

(1) 食育の推進及び食の安全確保に係る県民への啓発、県民運動の実施に関すること

(2) 食育の推進及び食の安全確保に係る情報提供及び構成団体相互の連携に関すること

(3) 島根県食育推進計画に基づく行動計画及び事業実践活動に関すること

(4) その他目的を達成するために必要な事項

## (幹事会)

第6条 協議会には幹事会を設置する。

2 幹事会は、協議会構成団体の中から会長が別に委任したものをもって構成する。

3 幹事の任期は2年とする。ただし、幹事が欠けた場合は、その幹事が所属する構成団体から推薦を受けたものが、前任の残任期間を受け継ぐものとする。

4 幹事会は、次の事務を行う。

(1) 協議会に付議する事項の協議

- (2) 協議会からの指示事項の処理
  - (3) その他協議会の円滑な運営に必要な事務
- 5 幹事会の会議は、会長が招集し、会長が会務を総理する。

**(事務局)**

第7条 協議会の事務局は、島根県健康福祉部に置く。

2 事務局は、幹事会の運営等に関する庶務を行う。

**(その他)**

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

この要綱は、平成19年6月11日から施行する。



(別表) 島根県食育・食の安全推進協議会 構成団体

	団 体 等 名
1	島根大学（学識経験者）
2	島根県立大学出雲キャンパス（学識経験者）
3	島根県医師会
4	島根県歯科医師会
5	島根県農業協同組合
6	島根県農協青年組織協議会
7	J Aしまね女性部
8	漁業協同組合J Fしまね
9	島根県漁協女性部連合会
10	島根県青果物卸売市場協議会
11	島根県小学校長会
12	島根県中学校長会
13	島根県公立高等学校長協会
14	島根県特別支援学校長会
15	島根県国公立幼稚園・こども園長会
16	島根県保育協議会
17	島根県学校栄養士会
18	島根県学校給食会
19	島根県幼こども園・小中・高・特別支援P T A連絡協議会
20	島根県調理師会連合会
21	島根県食品衛生協会
22	島根県スーパーマーケット協会
23	島根県森林組合連合会
24	近畿中国森林管理局島根森林管理署
25	島根県生活協同組合連合会
26	連合島根
27	島根県食生活改善推進協議会
28	島根県連合婦人会
29	島根県栄養士会
30	島根県公民館連絡協議会
31	子どもと食の楽会
32	しまねリトルシェフ
33	山陰中央新報社
34	N H K松江放送局
35	野菜ソムリエコミュニティしまね
36	島根県LPガス協会
37	島根県教育委員会
38	島根県農林水産部
39	島根県健康福祉部

みんなで広げよう食育の輪！  
生かそうしまねの豊かな地域力



島根県食育推進計画  
第四次計画